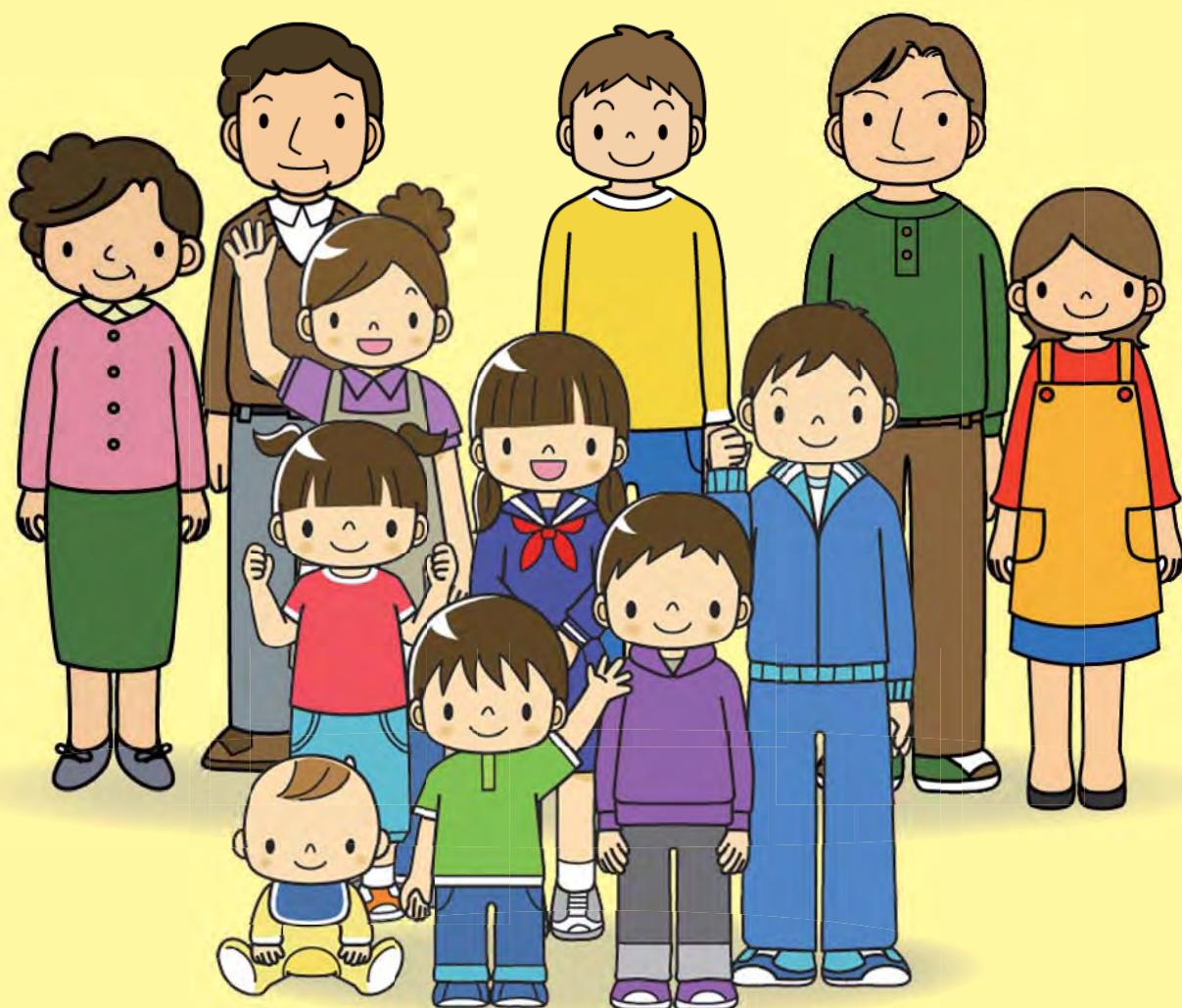


鯖江市子ども・子育て支援 事業計画



平成27年3月

は じ め に



我が国の合計特殊出生率は、平成 17 年に 1.26 と過去最低を記録し、以降横ばいもしくは微増傾向にあるものの、平成 25 年においても 1.43 と依存として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続しています。

全国的に人口が減少している中、本市では県内で唯一人口が増える市といわれてきましたが、平成 25 年 11 月を境に人口減少期に入っています。

本市におきましても、家庭・地域を取り巻く環境は年々変化し、少子化の進展、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化やライフスタイルの多様化などから、出産・育児・子育てへの不安、孤立感の高まりなど、子どもの育ちとともに親の育ちにもさまざまな影響が生じています。

本市では、「子どもの最善の利益」と「父母その他の保護者は子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもと、鯖江の魅力ある資源を生かしながら、子育てを通して人と人のつながりを広げ、市民、企業、団体および行政が一体となって、子どもの育ち、親の育ちを支え合うまちづくりを目指して、「鯖江市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画を基に、子どもを産み・育てやすい「子育てにやさしいまちづくり」をさらに推進していきます。

本計画の策定にあたりまして、様々な視点から熱心にご審議いただきました鯖江市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力とご意見・ご提言をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

鯖江市
牧野四男

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画策定の趣旨	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の位置づけ	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状	5
第1節 子どもを取り巻く現状	6
第2節 教育・保育の現状	12
第3節 子育て支援の現状	14
第4節 ニーズ調査からみる子育ての状況	20
第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項	33
第1節 基本理念	34
第2節 計画の重点的視点	35
第3節 基本目標	36
第4節 計画の基本体系	37
第4章 施策の展開	39
第1節 子どもにとっての良質な教育・保育の提供	40
教育・保育提供区域の設定	40
基本施策1 幼児期の教育・保育の充実	40
基本施策2 学校の教育環境等の整備	43
第2節 子育てを支える支援事業の充実	47
地域子ども・子育て支援事業提供区域の設定	47
基本施策1 地域子ども・子育て支援事業の充実	48
基本施策2 地域における子育て支援の充実	54
基本施策3 経済的支援の充実	56
基本施策4 次代の親の育成	58
基本施策5 家庭や地域の教育力の向上	60
第3節 子どもと親の健康を支える環境の整備	62
基本施策1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	62
基本施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	64
基本施策3 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	66
基本施策4 「食育」の推進	68
基本施策5 小児医療・周産期医療等の充実	70

第4節	子どもと親のふるさと意識の醸成	7 2
	基本施策 子どもと親のふるさと意識の醸成	7 2
第5節	仕事と子育ての両立の推進	7 4
	基本施策 仕事と子育ての両立のための基盤整備	7 4
第6節	子育てを支える生活環境の整備	7 7
	基本施策 1 生活環境の整備	7 7
	基本施策 2 子どもの安全の確保	7 9
	基本施策 3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	8 1
第7節	特別な援助が必要な子ども・家庭への支援	8 2
	基本施策 1 児童虐待防止対策の充実	8 2
	基本施策 2 ひとり親家庭の自立支援の推進	8 4
	基本施策 3 障がい児施策の充実等	8 6
第5章	計画の推進体制	8 9
資料編		9 1

第 1 章

子ども・子育て支援事業計画の
策定にあたって

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 国の次世代育成支援の経緯

国では、出生率の低下などにより急速に少子化が進行していることを踏まえ、平成15年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成できる環境を整備する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。しかし、その後も少子化の進行に歯止めがかからないことから、少子化対策の抜本的な子育て支援策の検討が進められてきました。

平成22年には、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には、子どもや子育て家庭を支援する支え合いの仕組みを構築するため、子ども・子育て支援法をはじめ「子ども・子育て関連三法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設されました。新制度では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの基本的認識のもと、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指すという考えを基本に、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進していくこととしています。

また、市町村には、子ども・子育て支援法に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

2 鮫江市の次世代育成支援の経緯

本市では、平成17年3月に、少子高齢化や核家族化の進行、また地域コミュニティの希薄化などにより子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化をしている現状を踏まえ、平成17年度から平成26年度までの10年を計画期間とする「鯖江市次世代育成支援対策行動計画（前期計画・後期計画）未来をつなぐつつじっこプラン（前期計画）」を策定しました。策定以降は、この計画に基づき、「広げよう 子育ての喜び 子育ての輪 共に支え合い 育んでいくまち 鯖江」を基本理念に、みんなで支え合うまちづくり、子育てに希望と楽しみを感じ、鯖江の未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けたさまざまな子育て支援事業に取り組んできました。

第2節 計画策定の趣旨

本計画は、これまで取り組んできた「鯖江市次世代育成支援行動計画（後期計画）つつじっこプランⅡ」を踏まえながら、平成27年4月からの子ども・子育て新制度の実施にあわせ、本市に住むあるいは生まれてくるすべての子どもの健やかな育ち、また親としての育ちへの支援を社会全体で支え合う社会の実現を目指すことを目的として策定します。

第3節 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

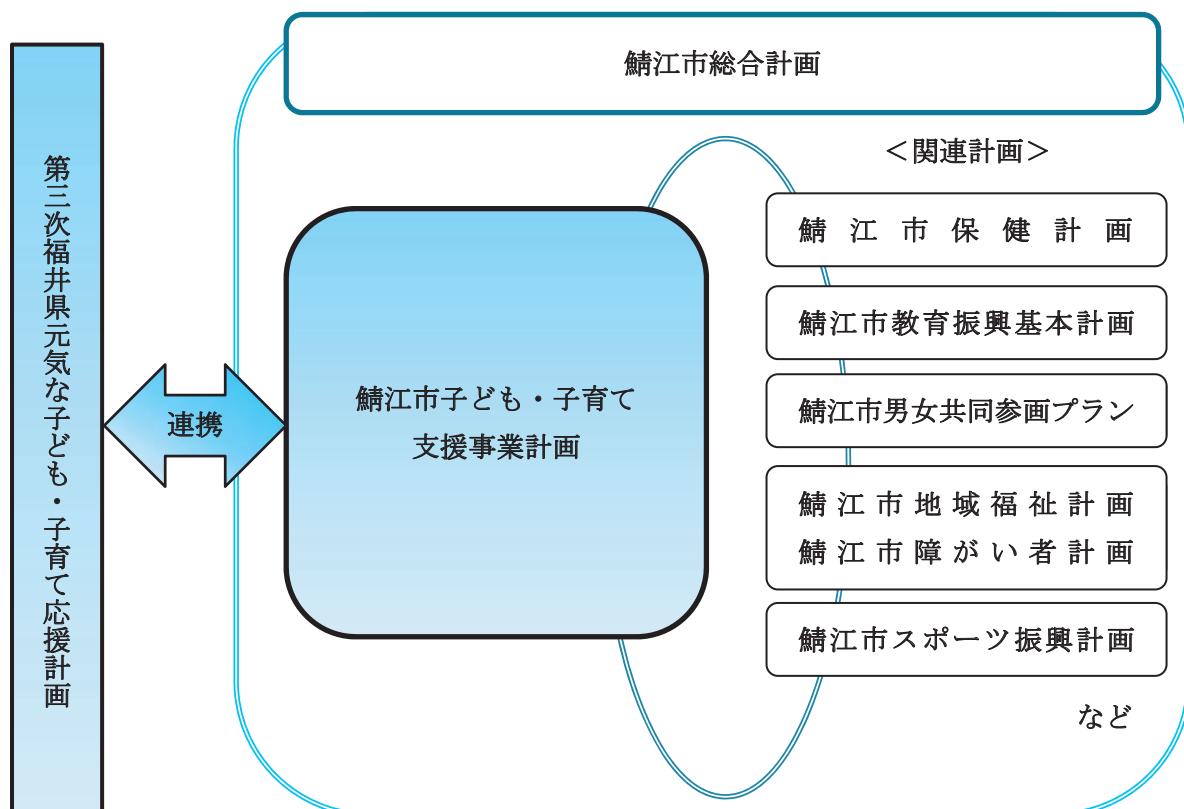
なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、中間年度（平成 29 年度）を目安に計画の見直しを適宜行い、現状に即した計画の推進を図ります。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
鯖江市子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法・次世代育成支援対策推進法)									
未来へつなぐつじっこ子育てプランⅡ (次世代育成支援対策推進法)									

第4節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条ならびに次世代育成支援対策法第 8 条に基づく計画であり、国の定める基本指針に即して事業の円滑な実施に関する計画として、県の第三次元気な子ども・子育て応援計画と連携を図りながら定めるものです。

また、本計画の策定にあたっては、鯖江市総合計画を上位計画とし、保健計画をはじめ関連する分野別計画との整合性を図ります。



第 2 章

子どもと子育てを取り巻く現状

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

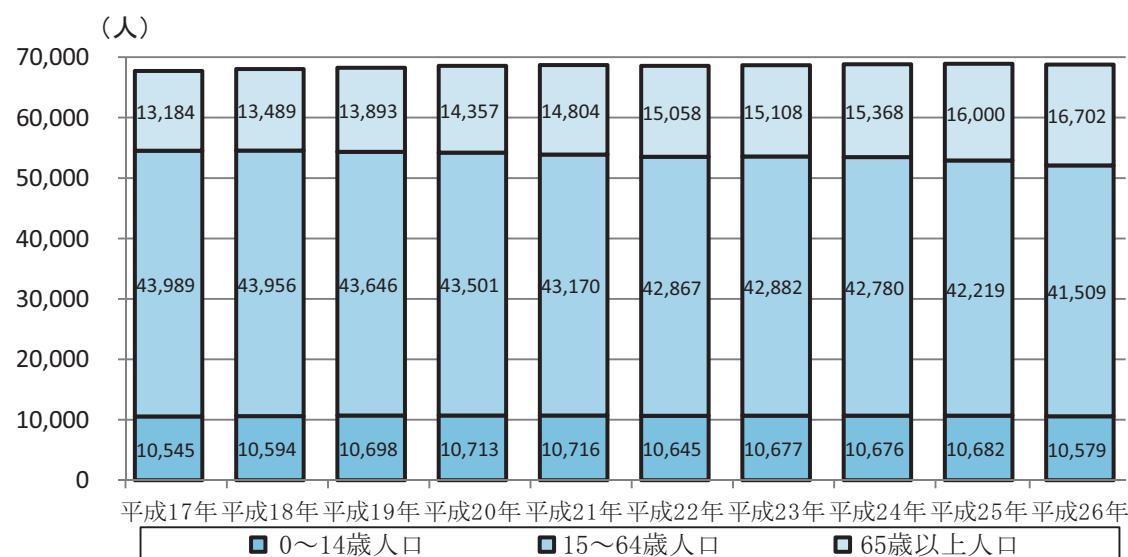
第1節 子どもを取り巻く現状

1 人口の推移

本市においても少子高齢化は進み、総人口も平成25年11月に初めて減少に転じることになり、人口の維持、増加に向けて「子どもを生み育てやすく、子育てにやさしい環境の整備」などの施策を充実していく必要があります。

(1) 総人口の推移（年齢区分別人口）

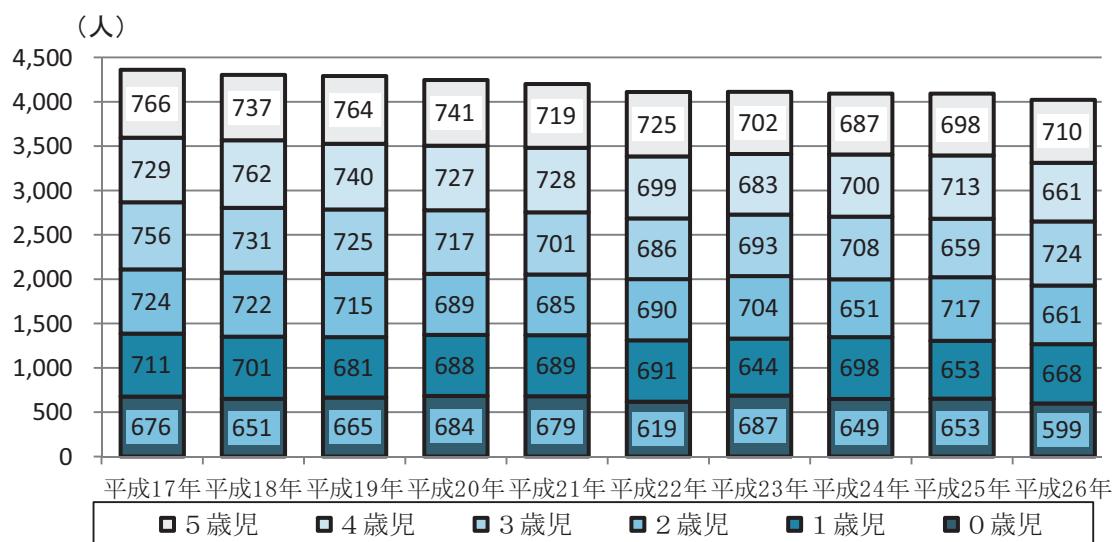
本市の総人口は、平成25年11月に初めて減少することとなり、以降も徐々に減少していくことが予測されます。また、0～14歳人口は平成21年から減少する傾向にあり、総人口に対する割合でも10年間で0.2ポイント低くなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 年齢別就学前児童数の推移

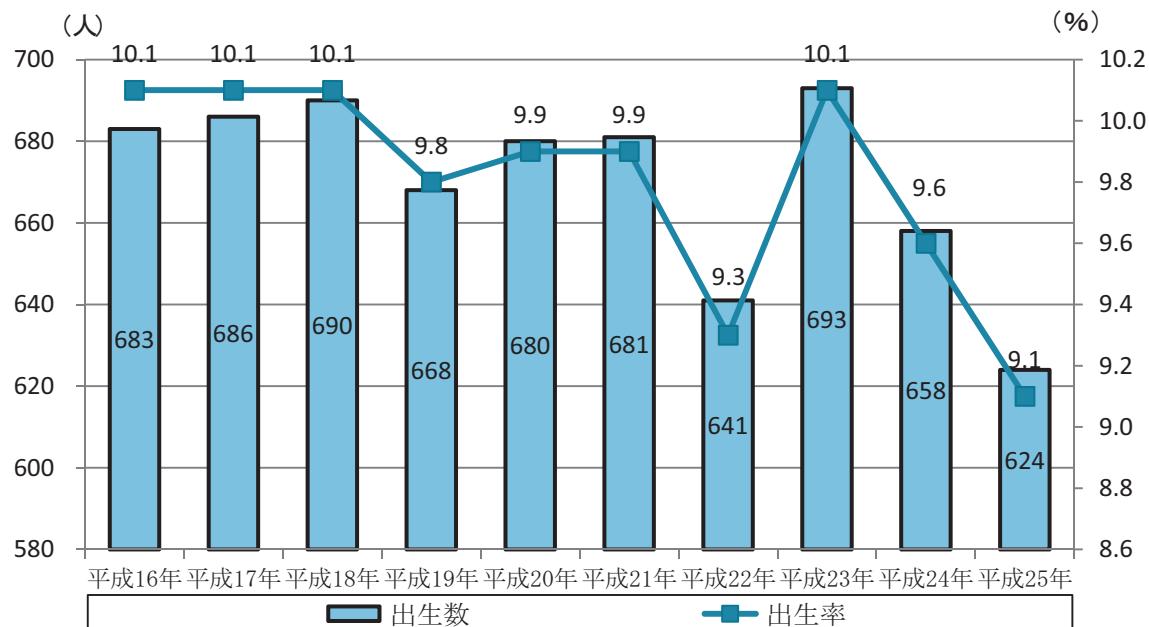
本市の就学前児童数は、未婚化・晩婚化など社会情勢変化に伴う少子化の進行などの影響により年々減少しており、以降も徐々に減少していくことが予測されます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 出生数の推移

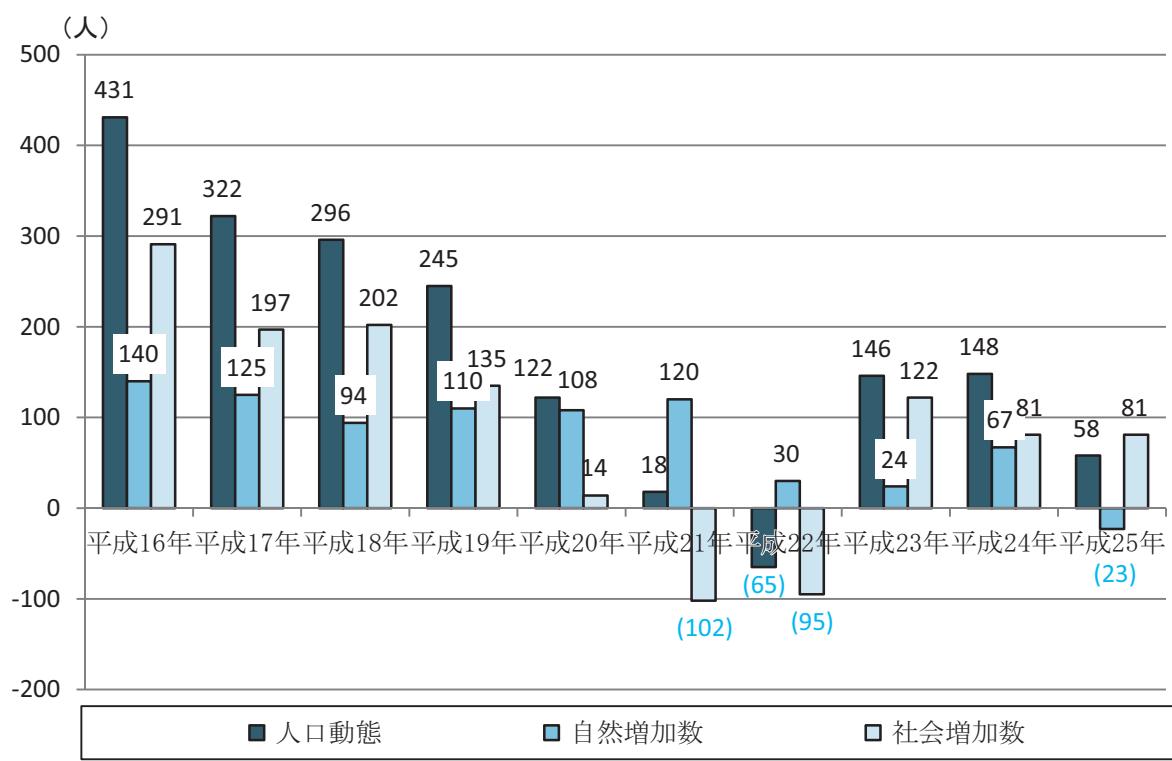
本市の出生数は、平成23年までは680人から690の間で推移していましたが、平成24年には658人、平成25年には624人と2年連続で30人ほど減少しています。また、出生率（人口1,000人当たりの出生数）もおおむね10人前後で推移していましたが、平成25年には9.1人と低くなっています。



資料：県人口動態

(4) 人口動態の推移

本市の人口動態は、自然増加数および社会増加数とともに年々少なくなる傾向にあります。



資料：県人口動態

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

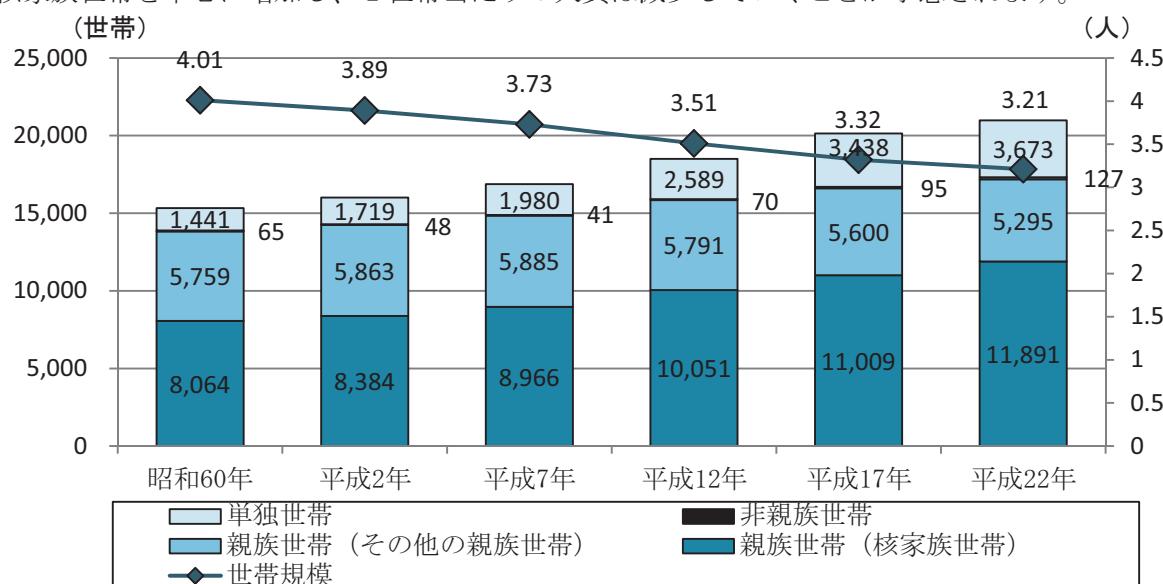
2 世帯の推移

本市の世帯数は、核家族世帯の増加に伴い年々増加し、1世帯当たりの構成員は年々減少していることから、子育てに関する不安や負担を感じている家庭や子育てに対し孤立する家庭が増加することが懸念されるため、地域や社会が一体となった子育て支援の充実を図るとともに、三世代同居や近居の祖父母等が連携、協働していく取り組みを推進していく必要があります。

また、ひとり親世帯が増加していることから、ひとり親家庭への自立に向けた取り組みを推進していく必要があります。

(1) 世帯別世帯数の推移

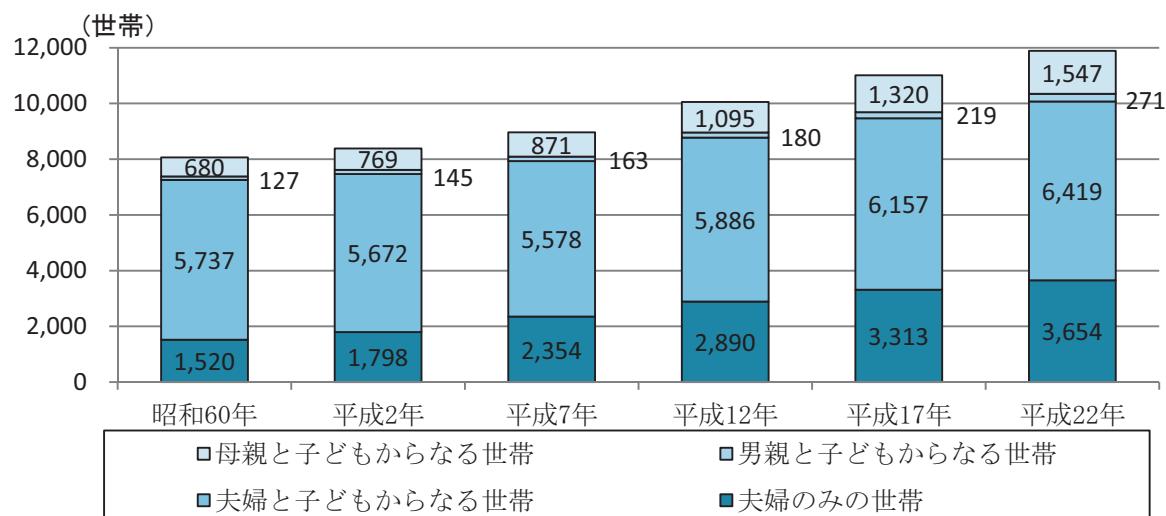
本市の世帯数は、核家族化の進行や単独世帯の増加に伴い年々増加する傾向にあり、今後も核家族世帯を中心に増加し、1世帯当たりの人員は減少していくことが予想されます。



(2) 核家族世帯の内訳の推移

資料：国勢調査

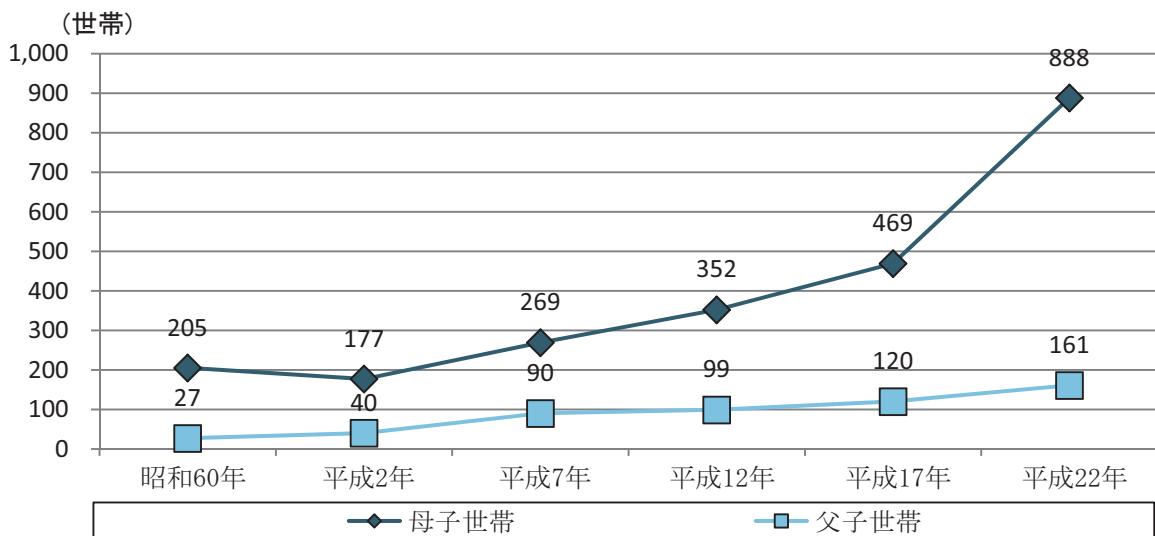
本市の核家族世帯は、増加する傾向にあります。特に、母親と子ども、父親と子どもからなる世帯が昭和60年より平成22年ではそれぞれ2倍以上となっており、今後も増加していくことが予想されます。



資料：国勢調査

(3) ひとり親世帯（母親もしくは父親と20歳未満の子どもからなる世帯）の推移

本市の20歳未満の子どもをもつひとり親世帯は、母子および父子世帯とともに年々増加する傾向にあります。特に、母子世帯は、平成17年から平成22年の5年間で約2倍となっており、今後も増加していくことが予想されます。



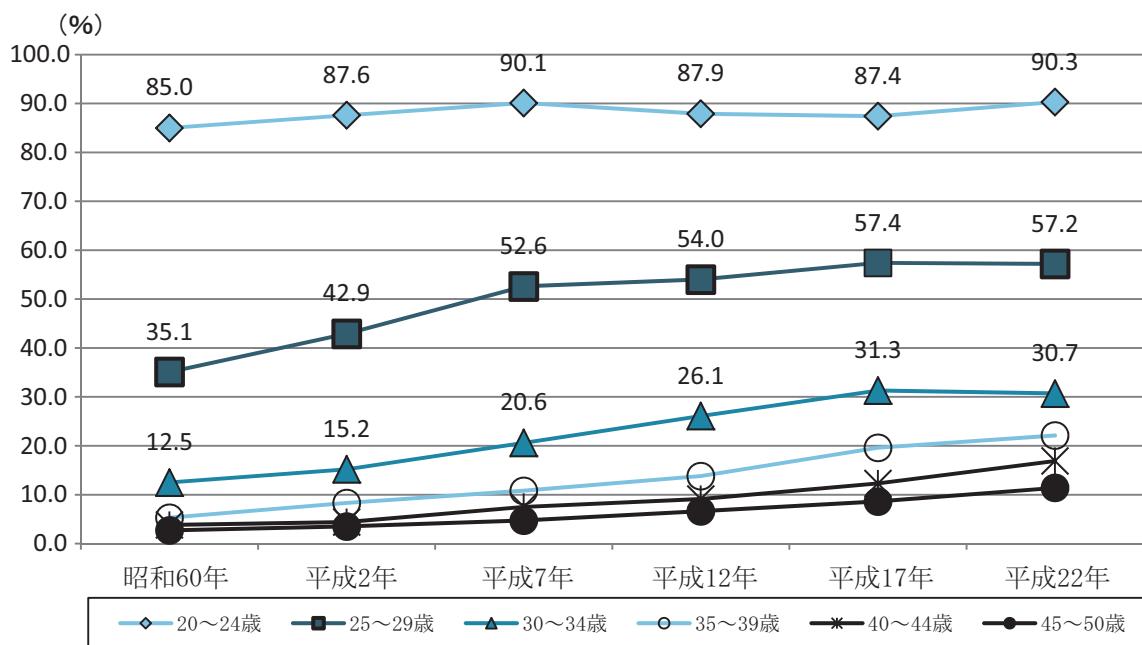
資料：国勢調査

3 婚姻の推移

本市の各年齢階層の未婚率を昭和60年から平成22年の国勢調査で見ますと、各年齢階層において未婚率が高くなっているとともに、婚姻件数も減少していることから、婚育・婚活など若者が会える場や情報の提供などの取組みを推進していく必要があります。

(1) 年代別未婚率の推移

本市の年代別未婚率は、どの年代においても高くなる傾向にあります。特に25歳～29歳における未婚率が昭和60年と比較すると22.1ポイント高くなっています。

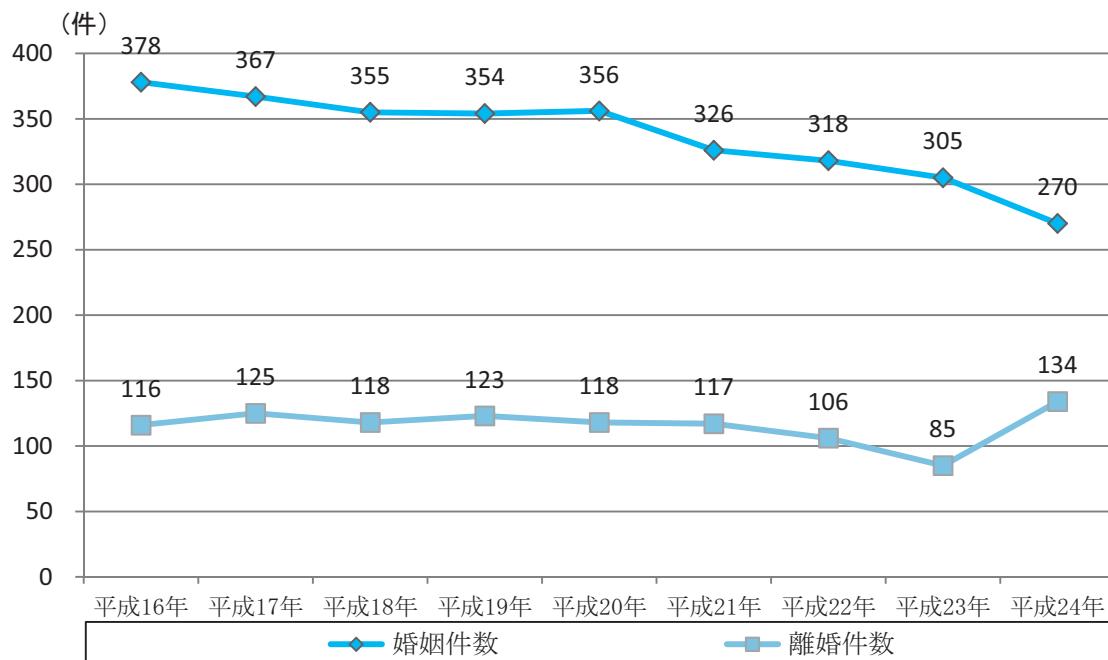


資料：国勢調査

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

(2) 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、晩婚化・未婚化の進行に伴い年々減少する傾向にありますが、離婚件数はほぼ横ばいで推移をしています。



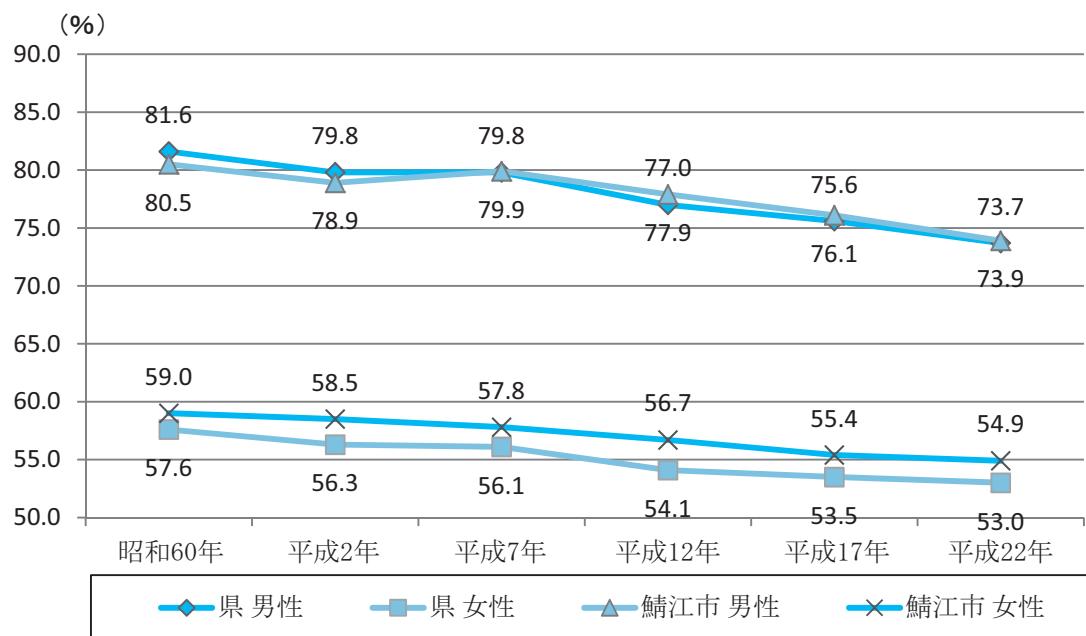
資料：県衛生統計年報

4 就業状況

仕事と子育ての両立ができるようなワーク・ライフ・バランスの取り組みなど子育てしやすい働きやすい環境づくりを推進していく必要があります。

(1) 労働率（生産年齢人口（15歳から65歳未満））の推移

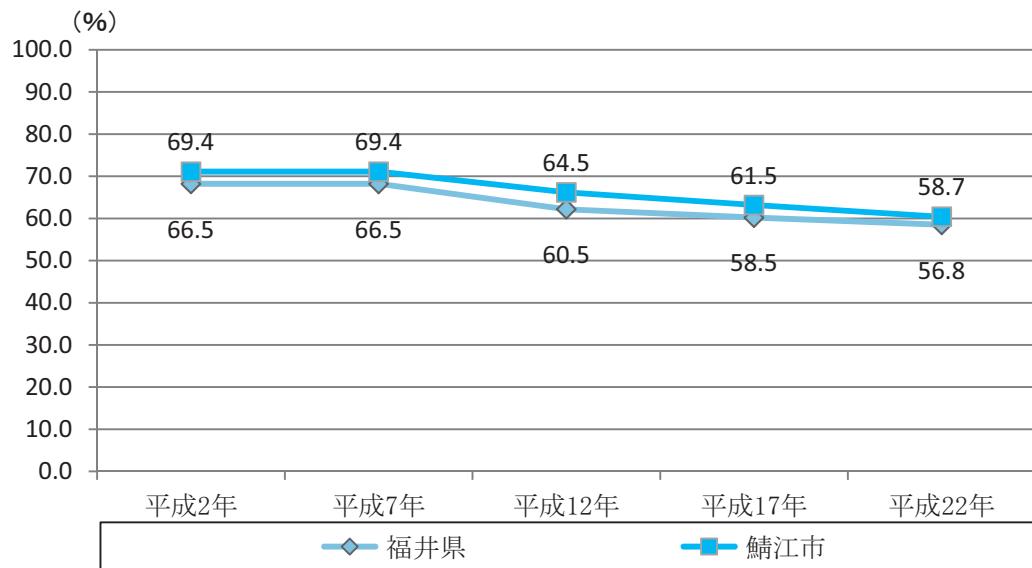
本市の労働率は、平成12年以降では、男性は県とほぼ同じで、女性は県よりもやや上回っていますが、傾向としては、県と同様に徐々に低下する傾向にあります。



資料：国勢調査

(2) 共稼ぎ率の推移

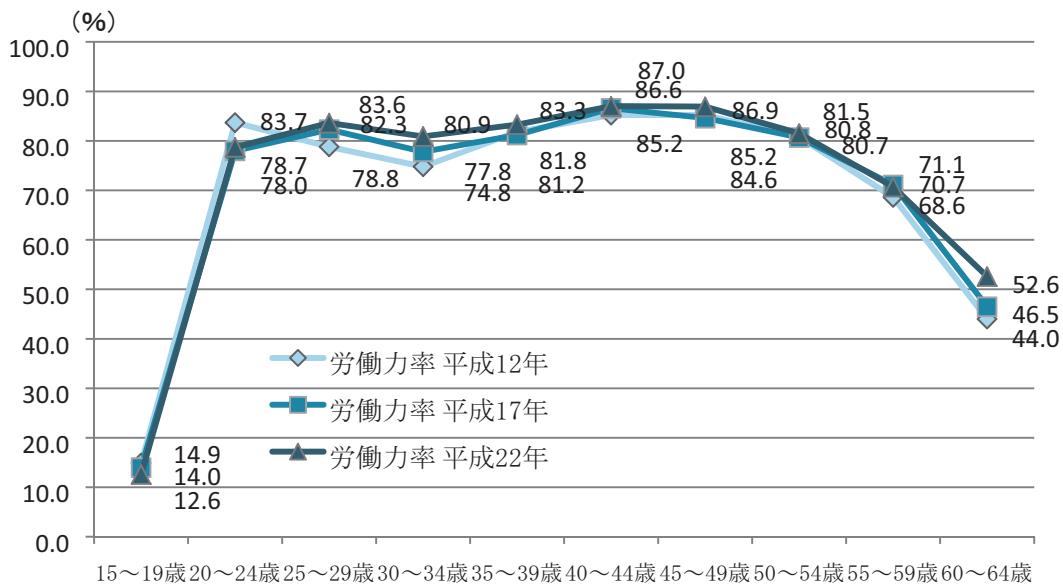
本市の共稼ぎ率は県をやや上回っていますが、傾向としては県と同様に低下する傾向にあります。



資料：国勢調査

(3) 女性の年齢別労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率は、平成 12 年と平成 22 年を比較すると、30 歳～34 歳代において、6 ポイントほど高くなっています。



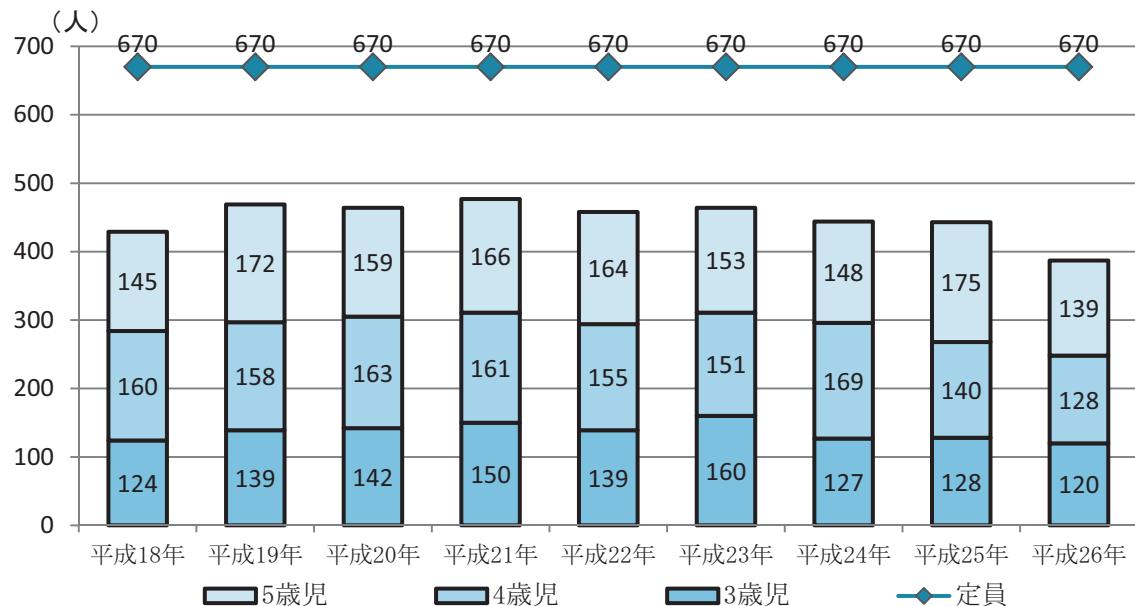
資料：国勢調査

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

第2節 教育・保育の現状

(1) 幼稚園の在園児数の推移

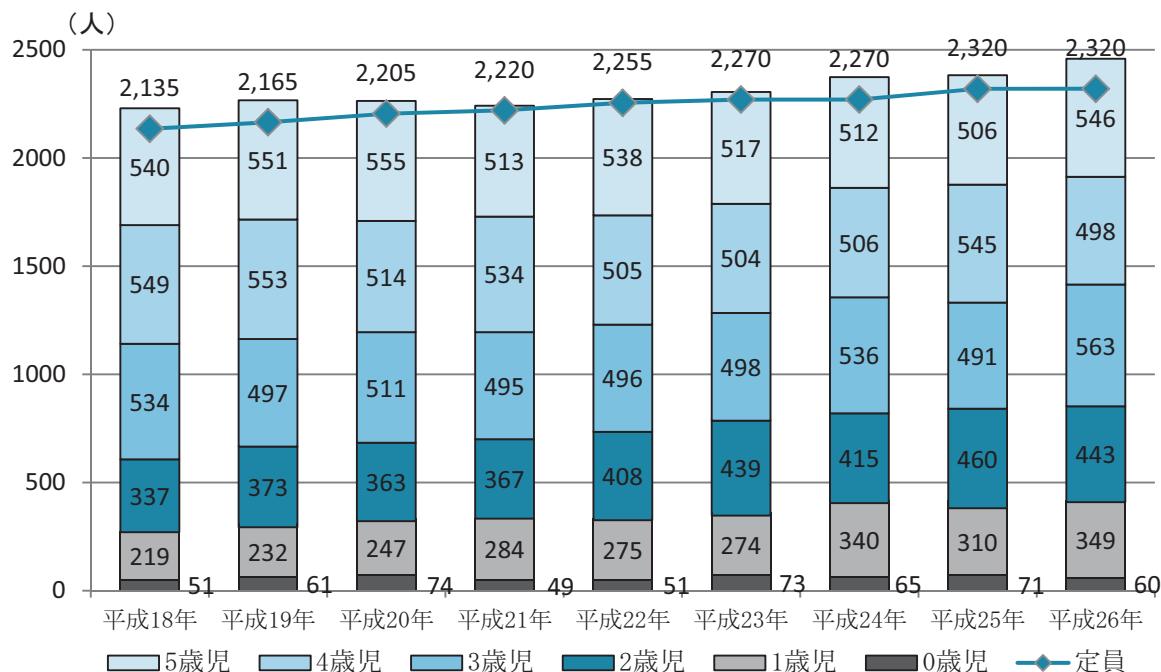
幼稚園の在園児数は、平成21年の477人をピークに減少する傾向にあります。なお、この表には、ゆたかこども園の短時部の在園者数も含まれています。



資料：学校教育課

(2) 認可保育園（所）の在園児数の推移

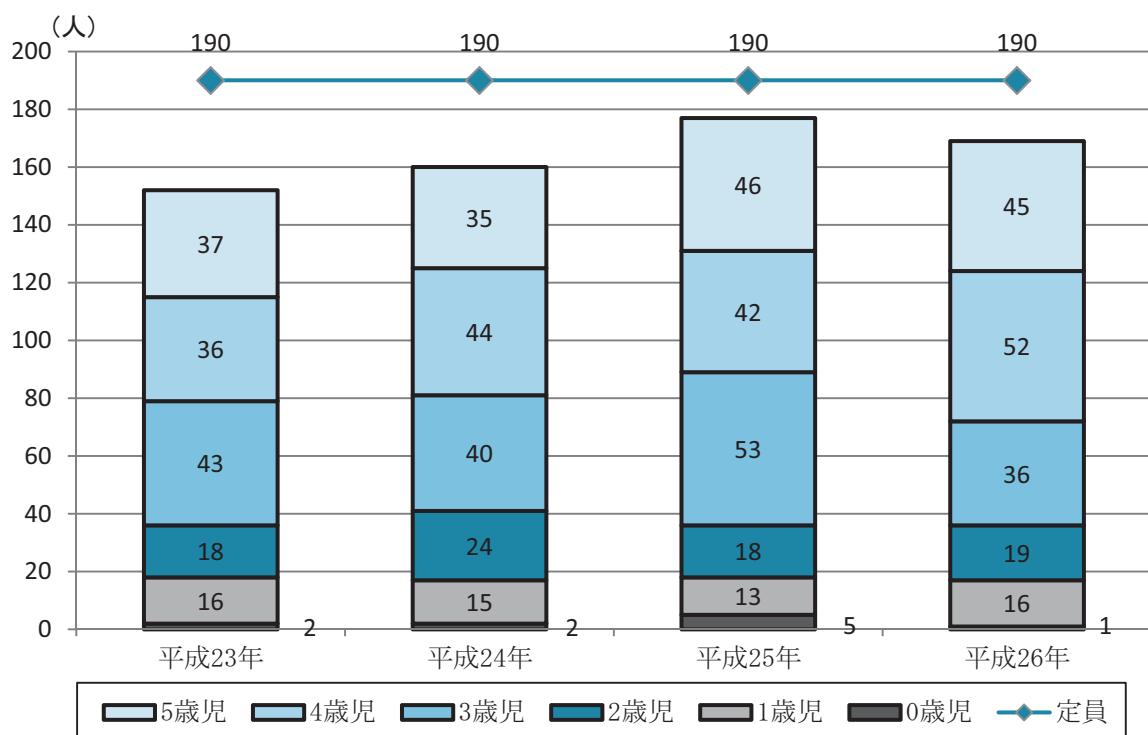
認可保育園（所）の在園児数は、就学前人口が減少傾向にある反面、3歳未満児の入所増加に伴い、年々増加する傾向にあります。なお、この表には、ゆたかこども園の長時部の在園者数も含まれています。



資料：児童福祉課

(3) 認定こども園の在園児数の推移

認定こども園は、平成23年4月に本市で初めて開設した教育・保育施設で、幼稚園機能としての短時部と保育所機能としての長時部の園児が一緒に教育・保育を受けています。なお、在園児数は、4月1日時点では定員を下回る状況で推移していますが、年度途中の入園も多く年度末の3月1日時点ではほぼ定員と同じ園児数となっています。



資料：児童福祉課・学校教育課

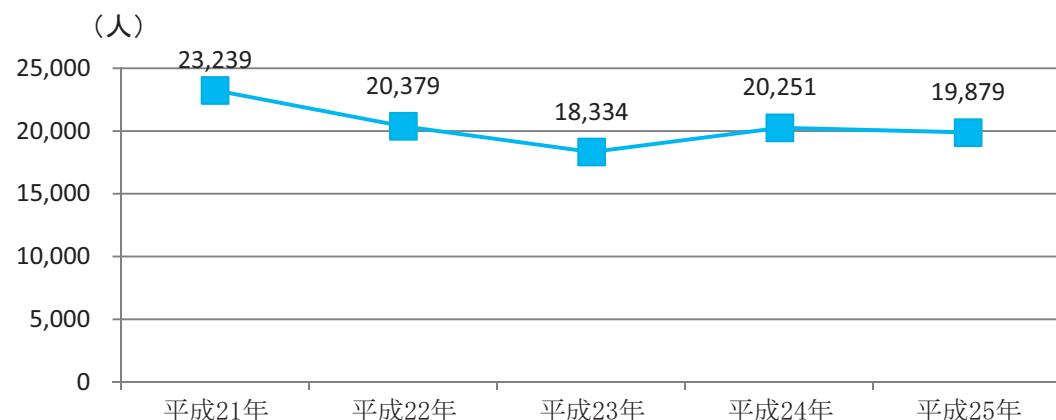
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

第3節 子育て支援の現状

本市では、次世代育成支援行動計画（つつじっこプラン）に基づき、子育て家庭を支援する輪を広げながら、さまざまな子育て支援事業を進めてきました。しかし、少子化、核家族化の進行や就労環境が変化しているなど子育てを取り巻く環境は厳しさを増していることから、子育て家庭を社会全体で支え合うとともに、子育て支援事業の充実が求められています。

(1) 時間外保育事業

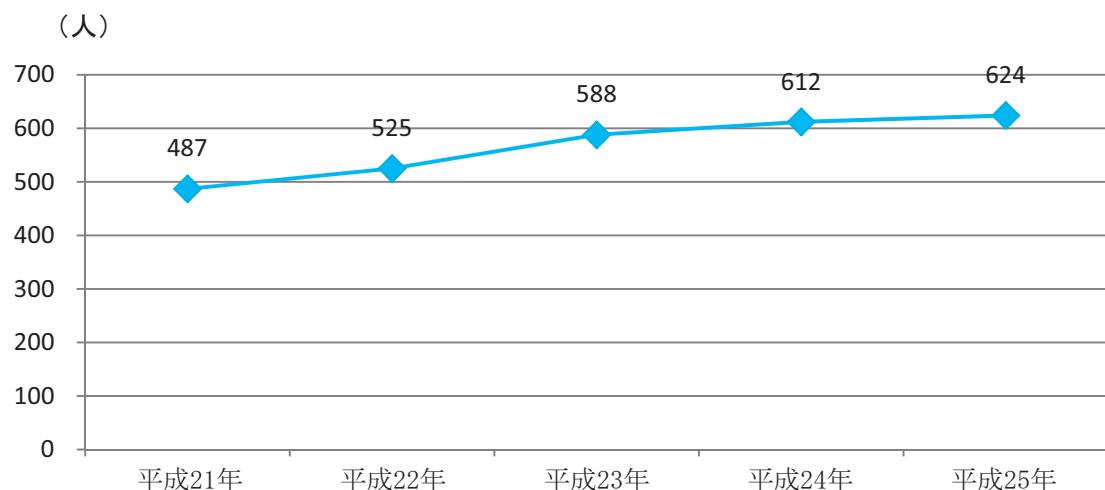
時間外保育事業（延長保育）は、市内の公立保育所3か所、私立保育所10か所、認定こども園1か所で実施しています。なお、年間の延べ利用園児数は、幾分減少してきているものの20,000人前後で推移しています。



資料：児童福祉課

(2) 放課後児童クラブ

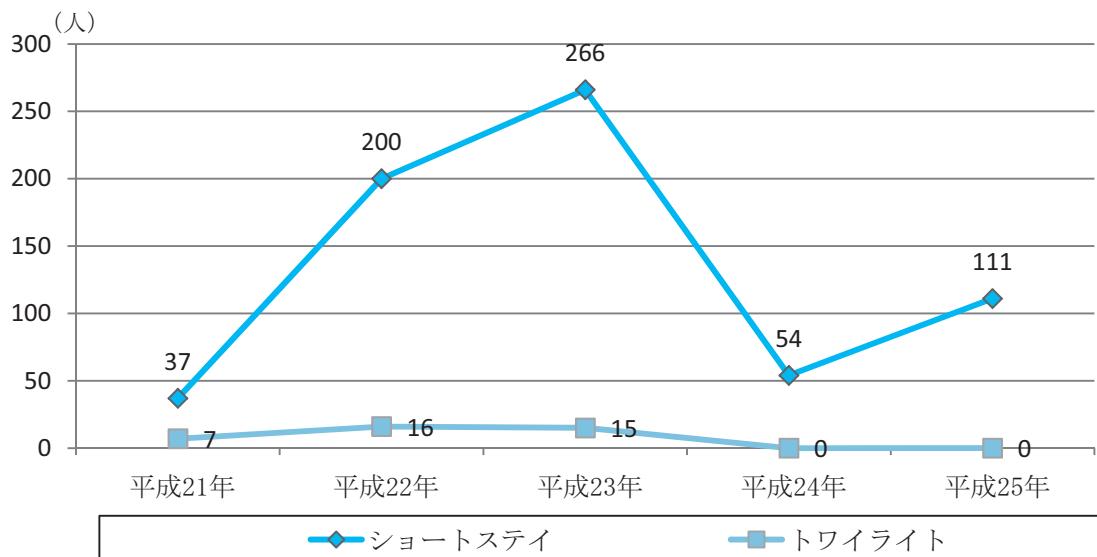
放課後児童クラブは、市内の児童センター16か所、地区公民館1か所、小学校体育館1か所私立保育園10園のほか社会福祉法人など3か所で、昼間保護者の方などが家にいない小学校1年生か3年生を対象に実施しています。なお、放課後児童クラブの登録者数は、年々増加する傾向にあります。



資料：児童福祉課

(3) 子育て短期支援事業

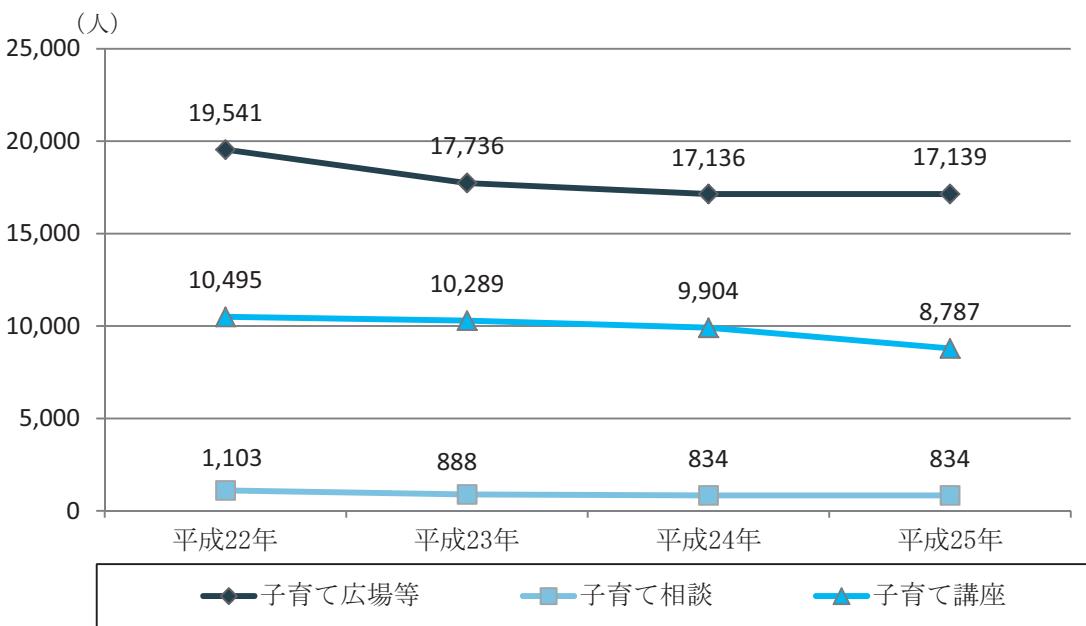
子育て短期支援の預かりは、市内の養護施設1か所と福井市内の1か所で実施しています。ショートステイの年間の利用児童数は、保護者の就労等の状況により大きく変動しており、平成23年に年間の延べ266人と最も多くなっています。また、トワイライトは、平成24年以降利用する児童がいない状況となっています。



資料：児童福祉課

(4) 地域子育て支援拠点事業

本市では、子育て支援センターを拠点施設として、地域の子育てネットワーク委員会や子育て活動団体と連携、協働して子育て支援事業を行っています。子育て支援センターや地域における乳幼児とその親の年間延べの参加数は、乳幼児数の減少や3歳未満児の保育園等への入園の増加などの影響もあり若干減少する傾向にあります。

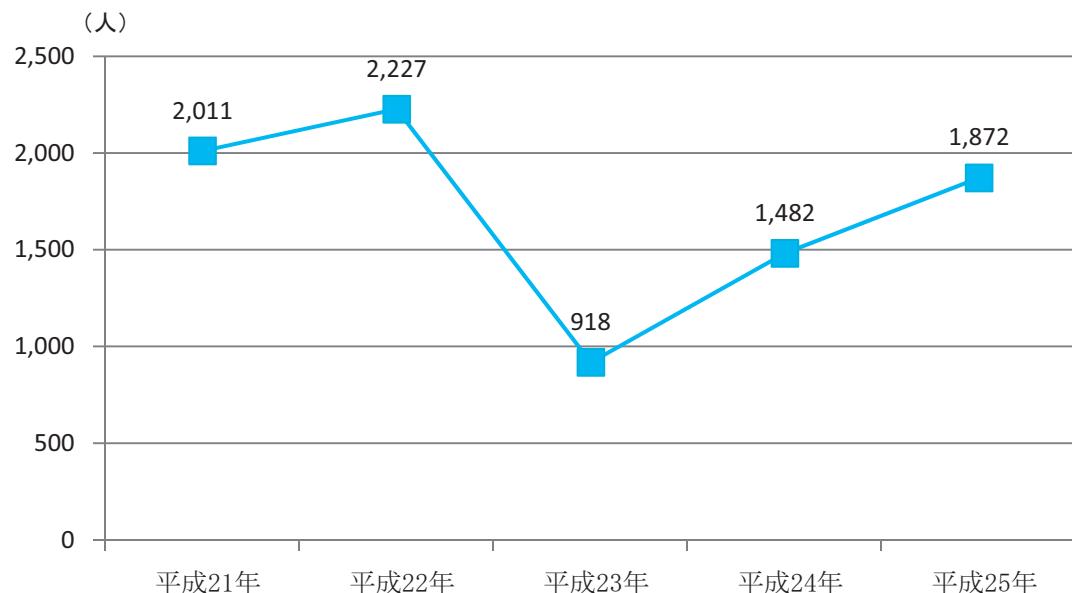


資料：児童福祉課

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

(5) 預かり保育

幼稚園における預かり保育は、片上幼稚園と北中山幼稚園で実施しています。なお、年間の延べ利用園児数は、平成22年の2,227人から平成23年には918人と大きく減少しましたが、その後は増加する傾向にあります。

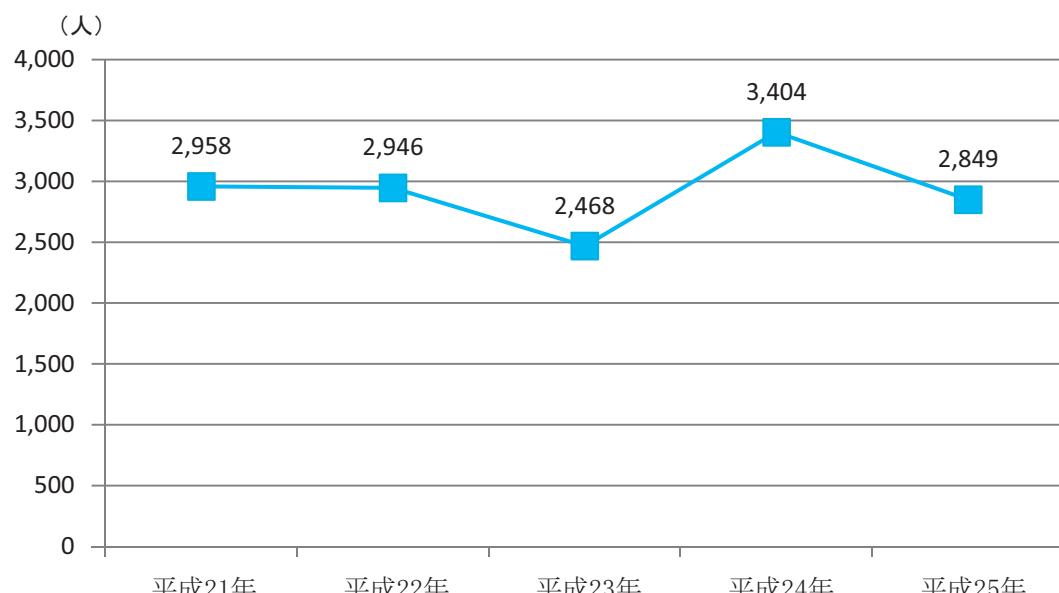


資料：学校教育課

(6) 一時預かり

①認可保育園（所）および認定こども園における年間延べ利用園児数の推移

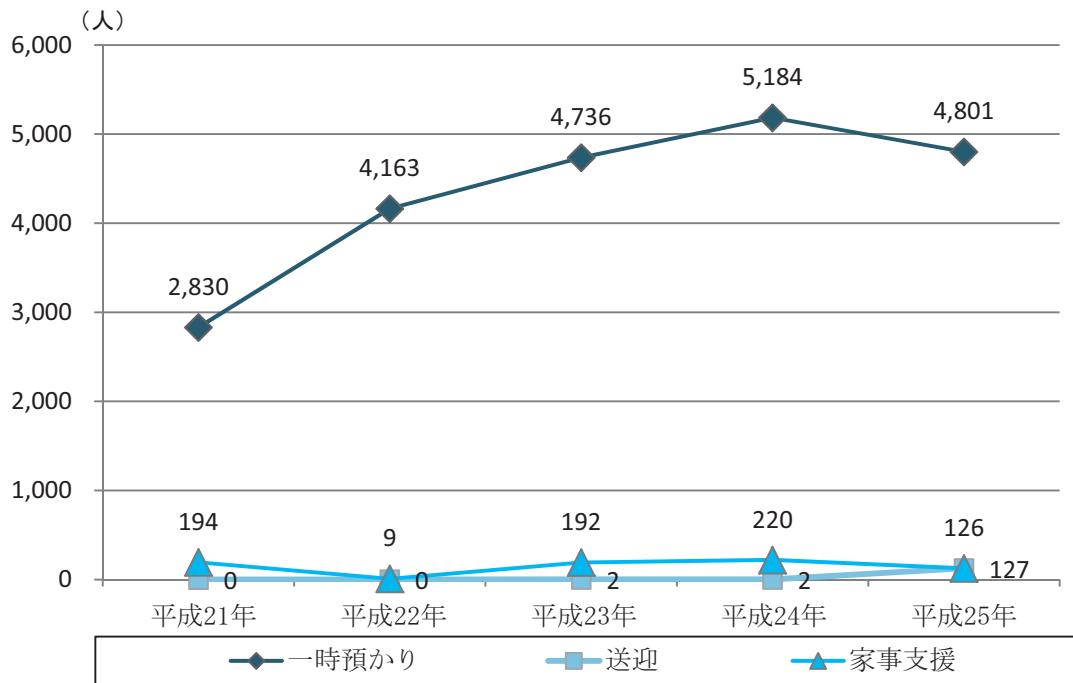
認可保育園（所）および認定こども園における一時預かりは、市内にある認可保育園（所）20か所および認定こども園1か所で実施しています。なお、年間の延べ利用児童数は、年によって変動はあるものの、平成24年の3,404人をピークにおおむね3,000人程度で推移しています。



資料：児童福祉課・学校教育課

②すみずみサポート事業における年間延べ利用児童数の推移

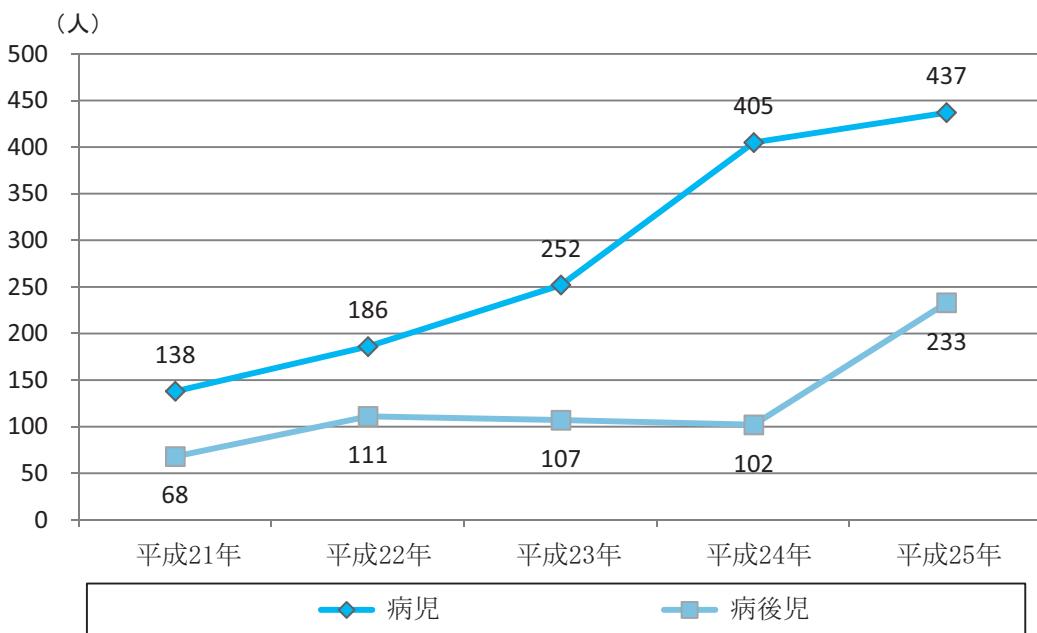
すみずみサポート事業による一時預かりは、市内の事業所で4か所、越前市の事業所2か所で実施しています。なお、年間の延べ利用児童数は、年々増加する傾向にありました。平成25年の5,184人をピークに平成25年は300人ほど減って4,801人となっています。



資料：児童福祉課

(7) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、市内の病院2か所で実施しています。なお、年間の延べ利用児童数は、年々増加する傾向にあります。

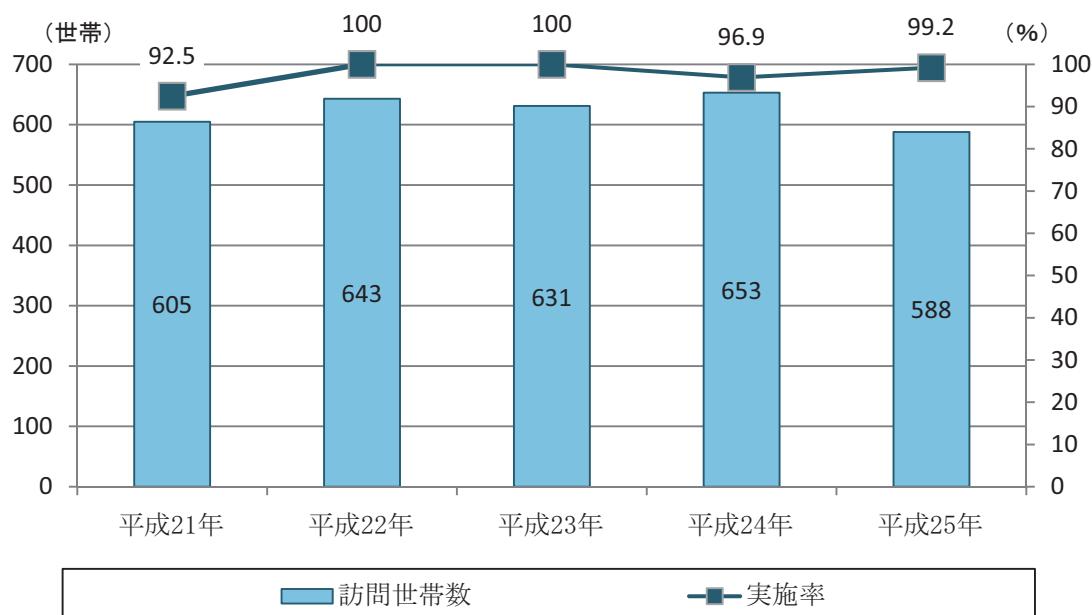


資料：児童福祉課

第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

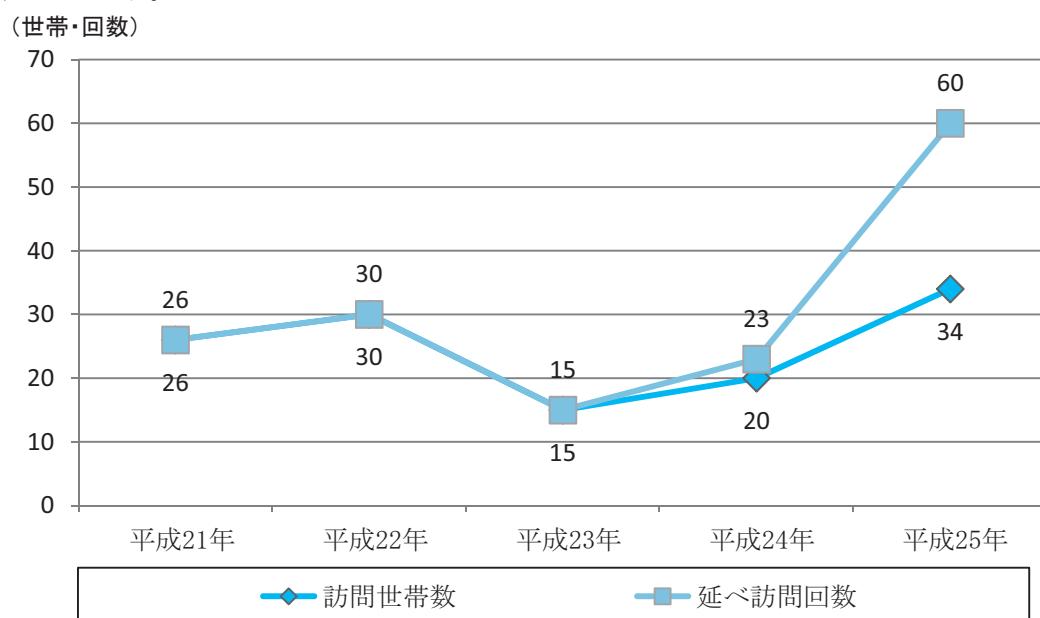
乳児家庭全戸訪問事業は、出産された家庭を生後4か月までの間に訪問し、子育てに関する情報提供などを行っているもので、訪問率はほぼ100%となっています。



資料：健康課

(9) 育児支援訪問事業

育児支援訪問事業は、養育支援が特に必要と思われる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言のほか必要な支援を行っているもので、訪問家庭数は年によってばらつきはあるものの20～40の間で推移しています。なお、複数回の訪問が必要とされる育児支援家庭は増えています。

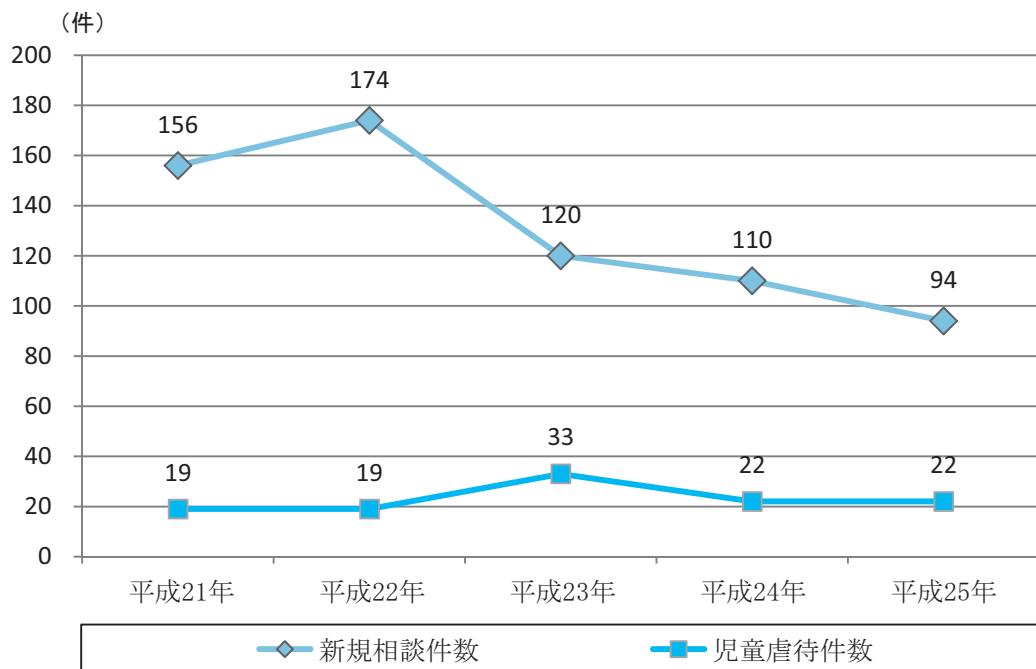


資料：健康課

(10) 要保護児童対策協議会

本市では、要保護児童対策協議会を設置し、関係機関が情報を共有し、連携強化を図り、児童虐待等の予防、対応を行うとともに、児童に関する相談窓口を設置し、保護者の悩みや相談に対応しています。

新規の相談件数は、平成22年の174件をピークに減少する傾向にありますが、児童虐待の件数は20件程度で推移しています。



資料：児童福祉課

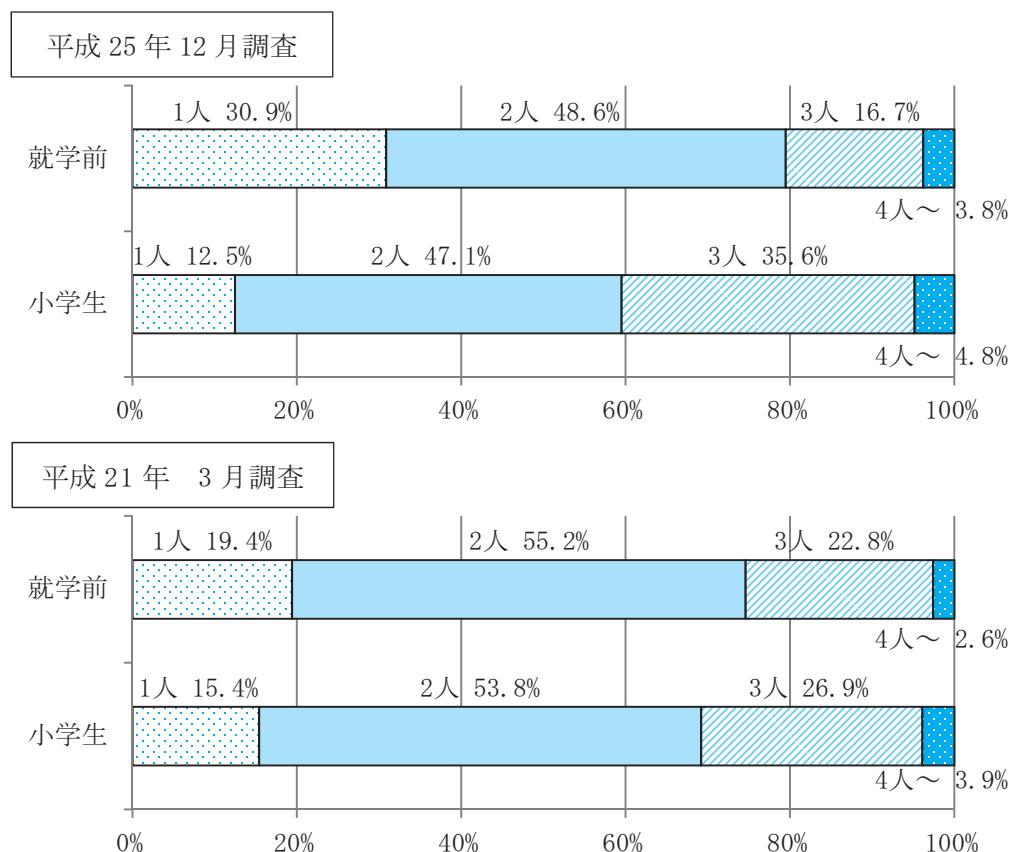
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

第4節 ニーズ調査から見る子育ての状況

調査名称	子ども・子育て支援に関するアンケート
調査目的	「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、本市における教育・保育および子育て支援に関するニーズや意見等を把握し、計画策定の基礎資料とする。
調査実施	調査対象 就学前児童：市内の0歳～5歳の子どもがいる保護者 1300人 小学生：市内の小学1年生～3年生の子どもがいる保護者 600人
	調査期間 平成25年12月20日～平成25年12月30日
	調査方法 郵便配布・郵送回収による郵送調査方式
回収（件数・率）	就学前児童：648件（49.8%） 小学生：292件（48.8%）

(1) 世帯における子どもの数

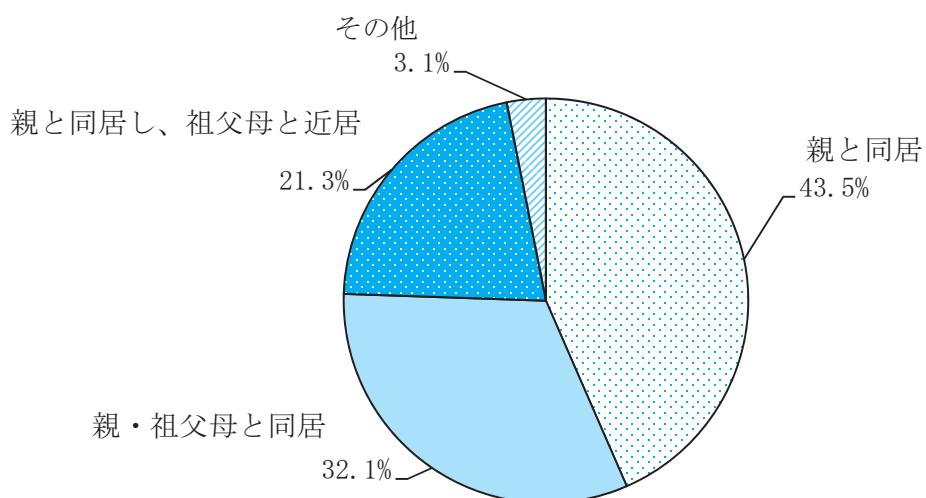
きょうだいの数は、「2人」が最も多く、就学前で48.6%、小学生で47.1%となっています。次いで就学前で「1人」、小学生では「3人」となっています。平成21年の調査と比較しますと、就学前のきょうだいの数では「2人」が6.6ポイント、「3人」以上が4.9ポイントと減少していますが、小学生では「2人」が6.7ポイント減少していますが、「3人以上」が9.6ポイント増加しています。



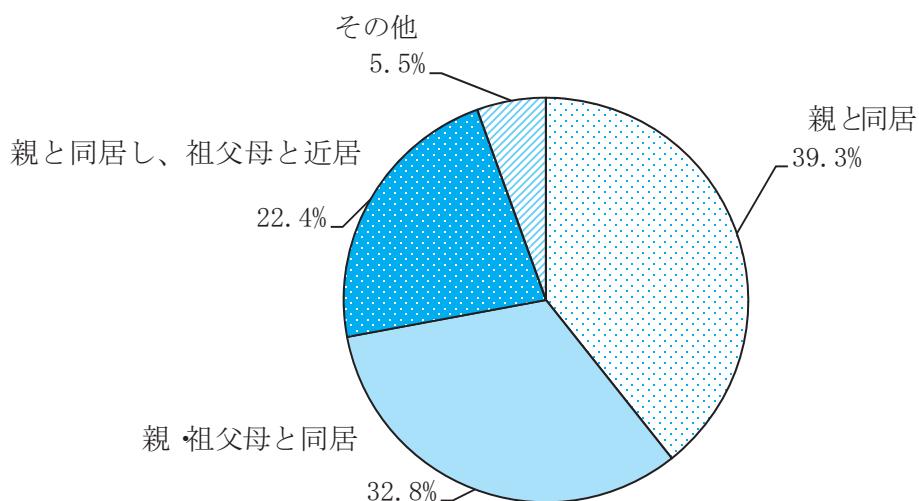
(2) 同居・近居

「親と同居」の核家族世帯は就学前児童 43.5%、小学生 39.3%と最も多く、次いで「親・祖父母と同居」が就学前児童 32.1%、小学生で 32.8%となっています。また、「親・祖父母と同居」と「親と同居し、祖父母と近居」を合わせると、就学前児童 53.4%、小学生 55.2%と本市の子どももの半数以上が身近な所に祖父母がいる状況となっています。

【就学前児童】 n = 642



【小学生】 n = 288



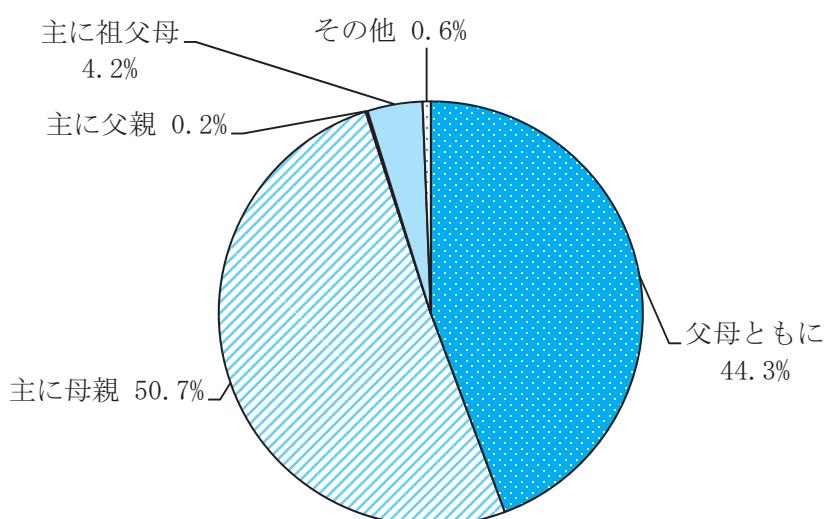
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

(3) 子どもの身の回りの世話を主にしている者

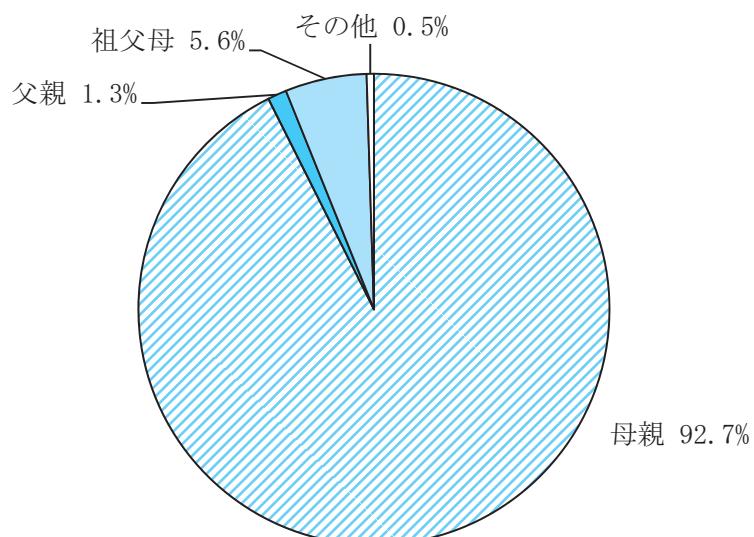
子どもの身の回りの世話を主にしている者については、「主に母親」が 50.7%、次いで「父母ともに」が 44.3% となっています。また、「父母とともに」と「主に父親」とをあわせると 44.5% となり、おおむね半数の父親が子育てに参加していることがうかがえます。

また、平成 21 年の調査と比較すると、「主に祖父母」の割合が 1.4 % 減少しています。

平成 25 年 12 月調査 就学前児童 (n = 643)



平成 21 年 3 月調査 就学前児童



(4) 子育てと仕事の両立

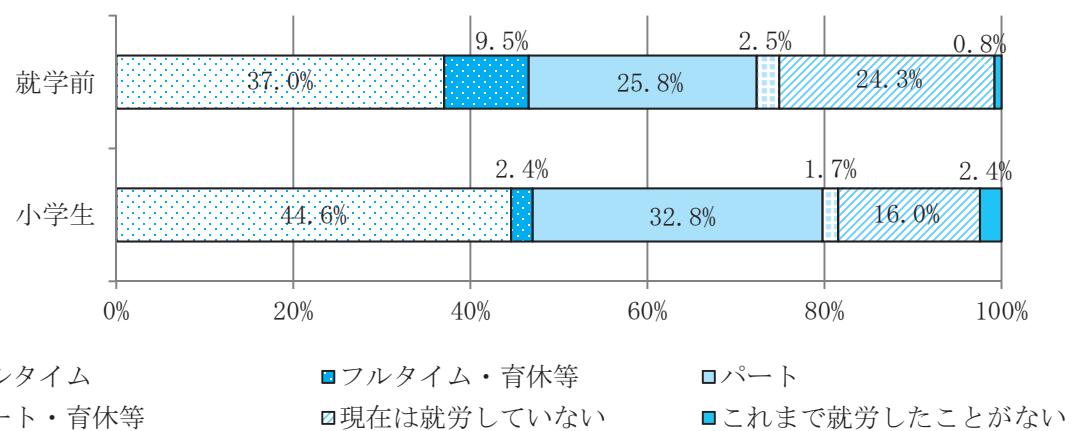
①父親、母親の就労状況

父親の就労状況は、平成 21 年の調査と変わらず、「フルタイム」が就学前および小学生ともに 99% となってています。

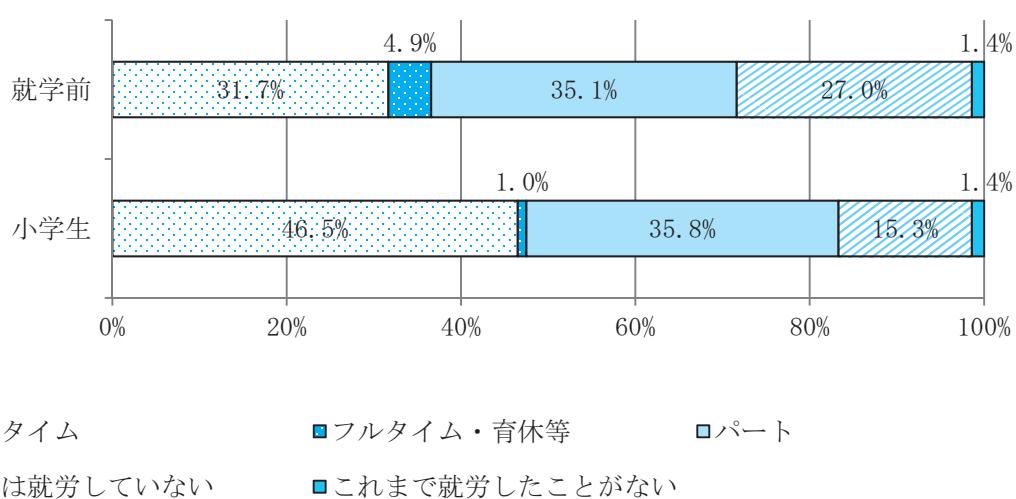
母親の就労状況は、「フルタイム」あるいは「フルタイム・育休等」と答えた割合が就学前では 46.5%、小学生では 47.0% となっており、次いで「パート」あるいは「パート・育休等」が就学前で 28.3%、小学生で 34.5% となっています。平成 21 年の調査と比較すると、就学前では「フルタイム」が 5.3 ポイント、「フルタイム・育休等」が 4.6 ポイント増加しています。また、小学生でもほぼ同様な割合となっています。

【母親の就労状況】

平成 25 年 12 月調査 就学前児童 (n = 629) 小学生 (n = 287)



平成 21 年 3 月調査

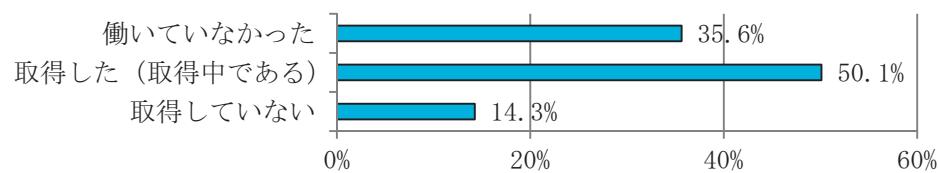


第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

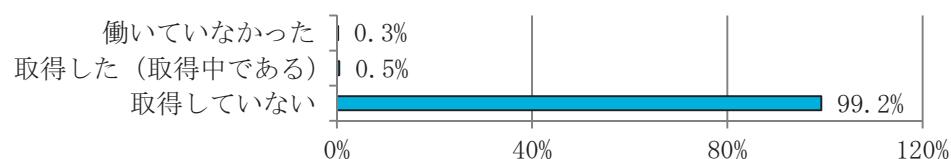
②育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について「取得した(取得中である)」と回答した割合は、母親 50.1%、父親 0.5%となっています。また、取得しなかった理由については、母親の場合「子育てや家事に専念するため退職した」が 28.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 15.9%「職場に育児休業の制度がなかった」が 15.9%となっています。父親の場合、「配偶者が育児休業制度を利用した」が 19.4%、次いで「仕事が忙しかった」17.3%となっています。

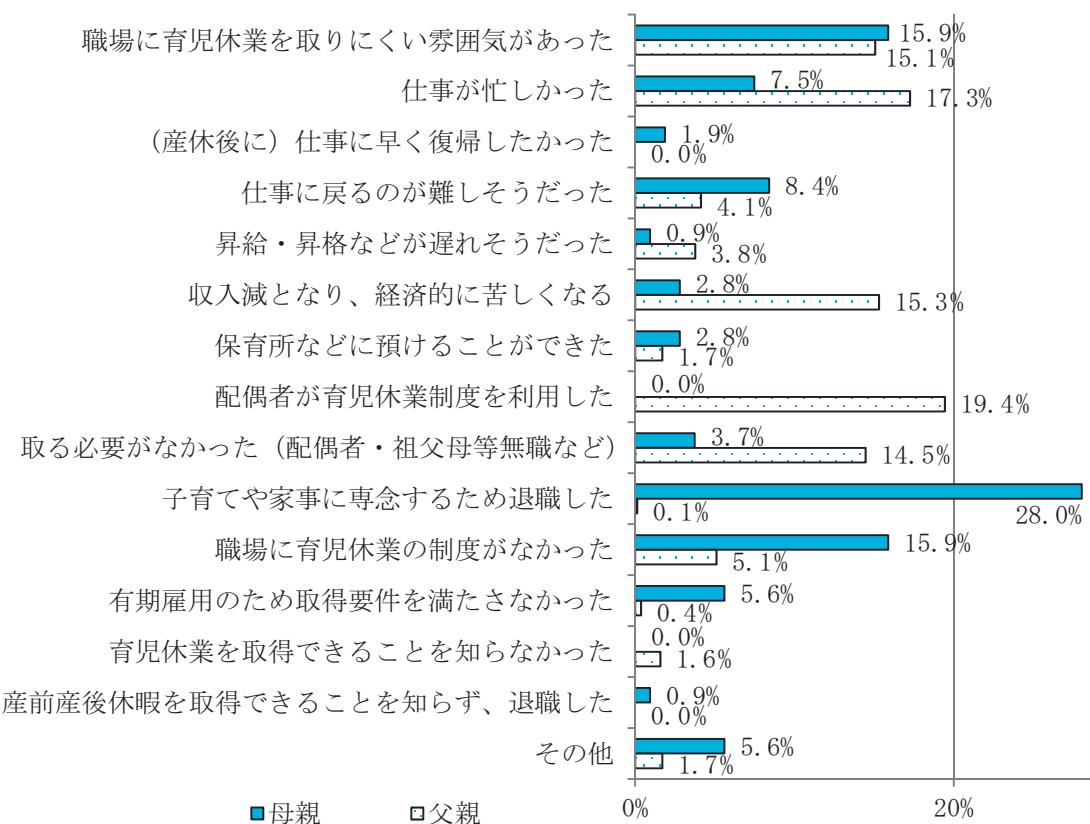
【母親】 n = 463



【父親】 n = 396



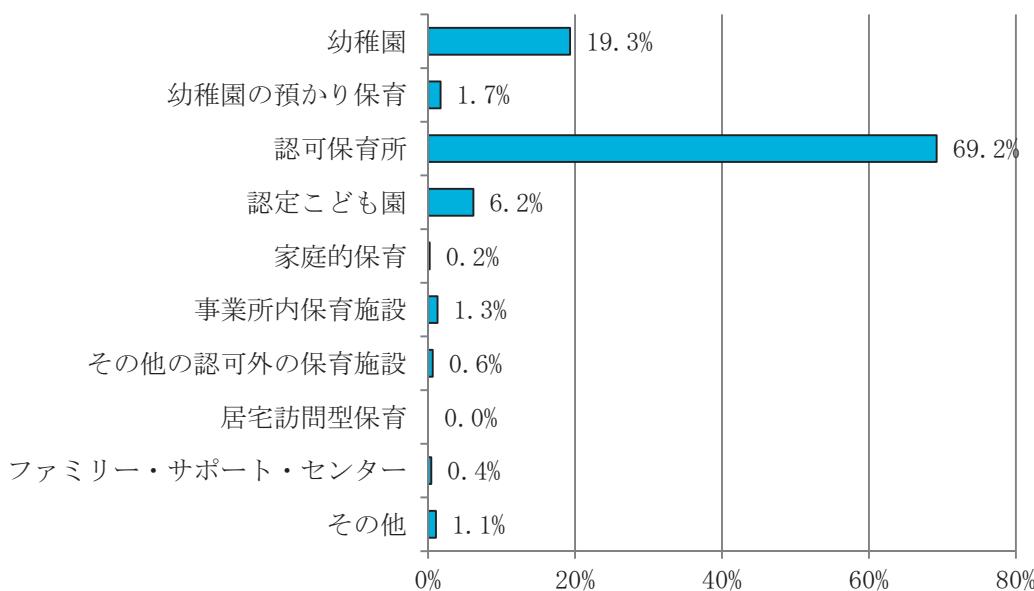
【育児休業を取得しなかった理由】



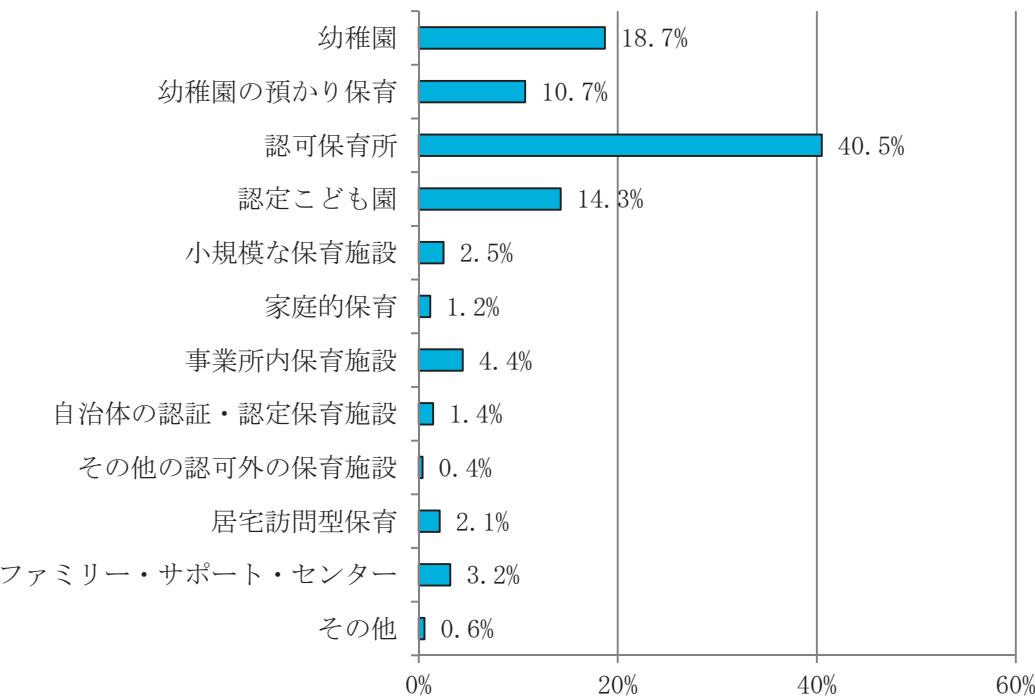
(5) 就学前教育・保育施設の利用状況

今後の教育・保育施設の利用希望では、定期的に利用したいと考える施設として、「認可保育所」が40.5%、次いで「幼稚園」が18.7%、認定こども園が14.3%となっています。また、家庭的保育など小規模な保育施設や居宅訪問型保育事業を今後利用したいと回答した割合が現在の利用状況の割合よりも多くなっています。

①現在の利用状況(n=471)



②今後の利用希望(n=1037)複数回答



第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

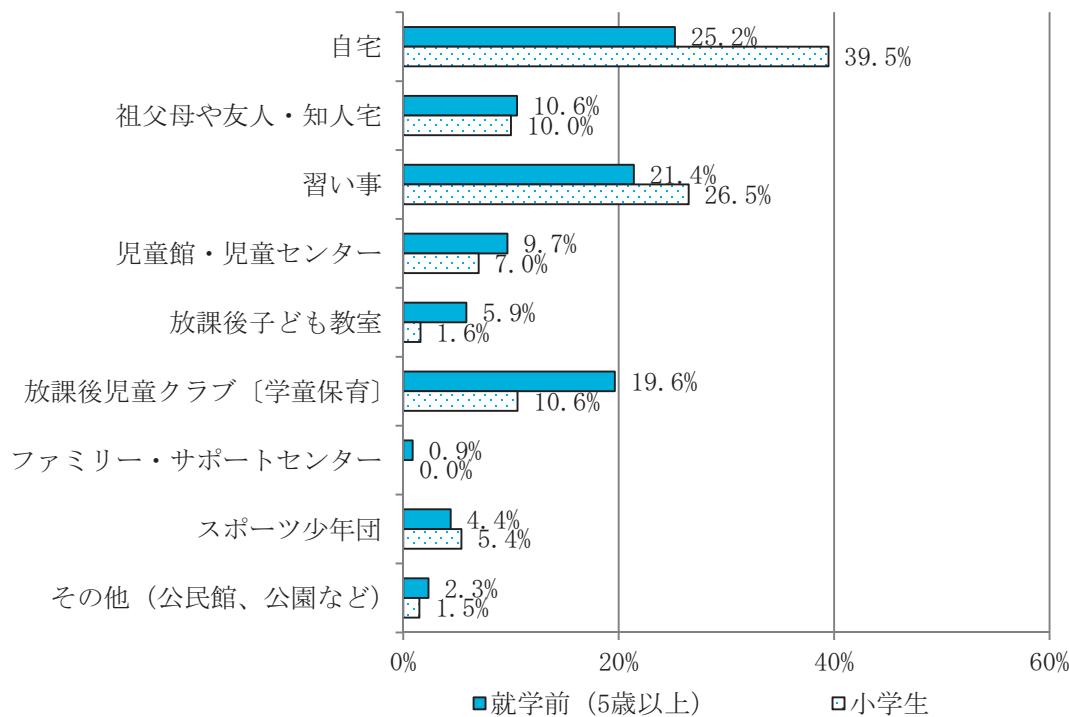
(6) 放課後の過ごし方

①低学年（1～3年生）

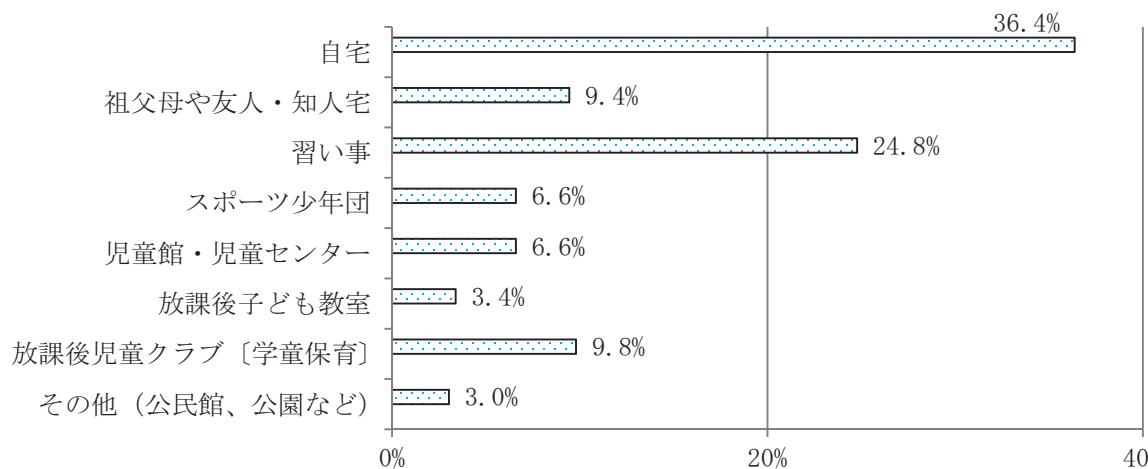
小学生が放課後過ごす場所は、「自宅」が39.5%、次いで「習い事」が26.5%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が10.6%となっています。5歳以上の子どもが、小学校に入学した場合の希望も回答してもらったところ、「自宅」が25.2%、次いで「習い事」が21.4%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が19.6%となっています。

小学生の回答と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の希望割合が約2倍になっています。

【場所】 就学前児童 n=341 小学生 n=549 （複数回答）



【希望場所】 小学生 n=561 （複数回答）

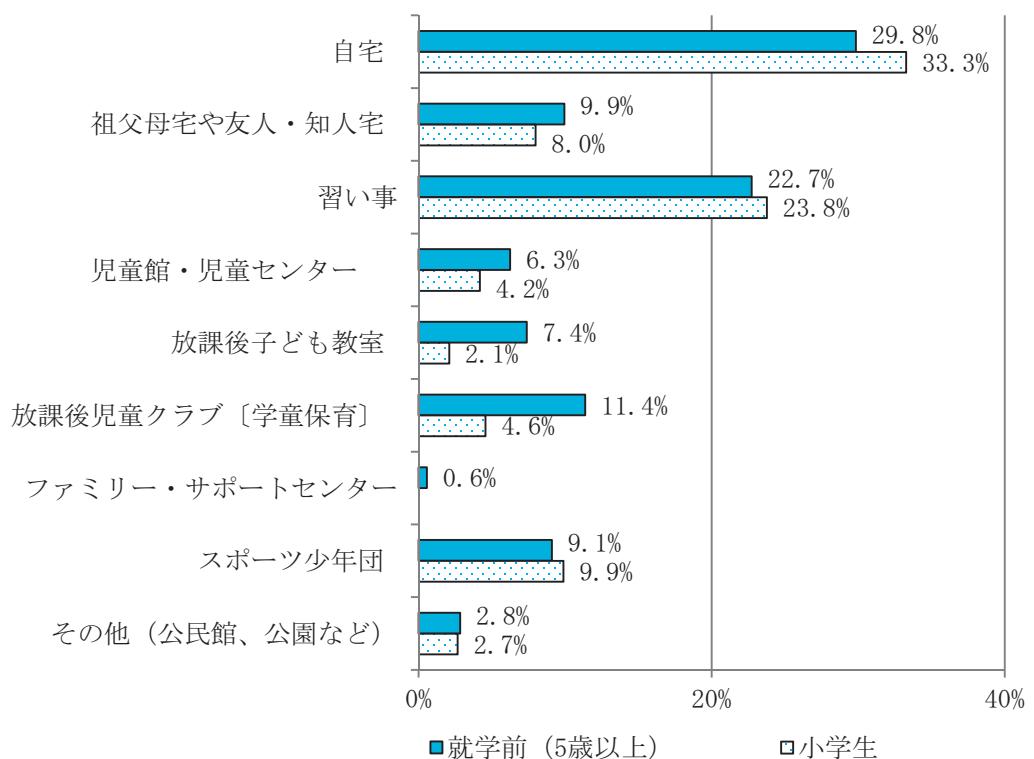


②高学年（4年生～6年生）になったとき

小学校高学年（4～6年生）になった時の希望場所は、就学前・小学生ともに「自宅」が約3割、次いで「習い事」が約2割となっています。

就学前の保護者は、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用希望が11.4%と、小学生よりも割合が多くなっています。利用希望日数「5日」と回答した項目で最も割合が多いのは、小学校低学年・高学年ともに「放課後児童クラブ〔学童保育〕」、次いで「自宅」となっています。また、平成21年の調査と比較すると、学童の利用日数は「5日」が6.8%増加しています。

【希望場所】就学前児童 n=352 小学生 n=465（複数回答）



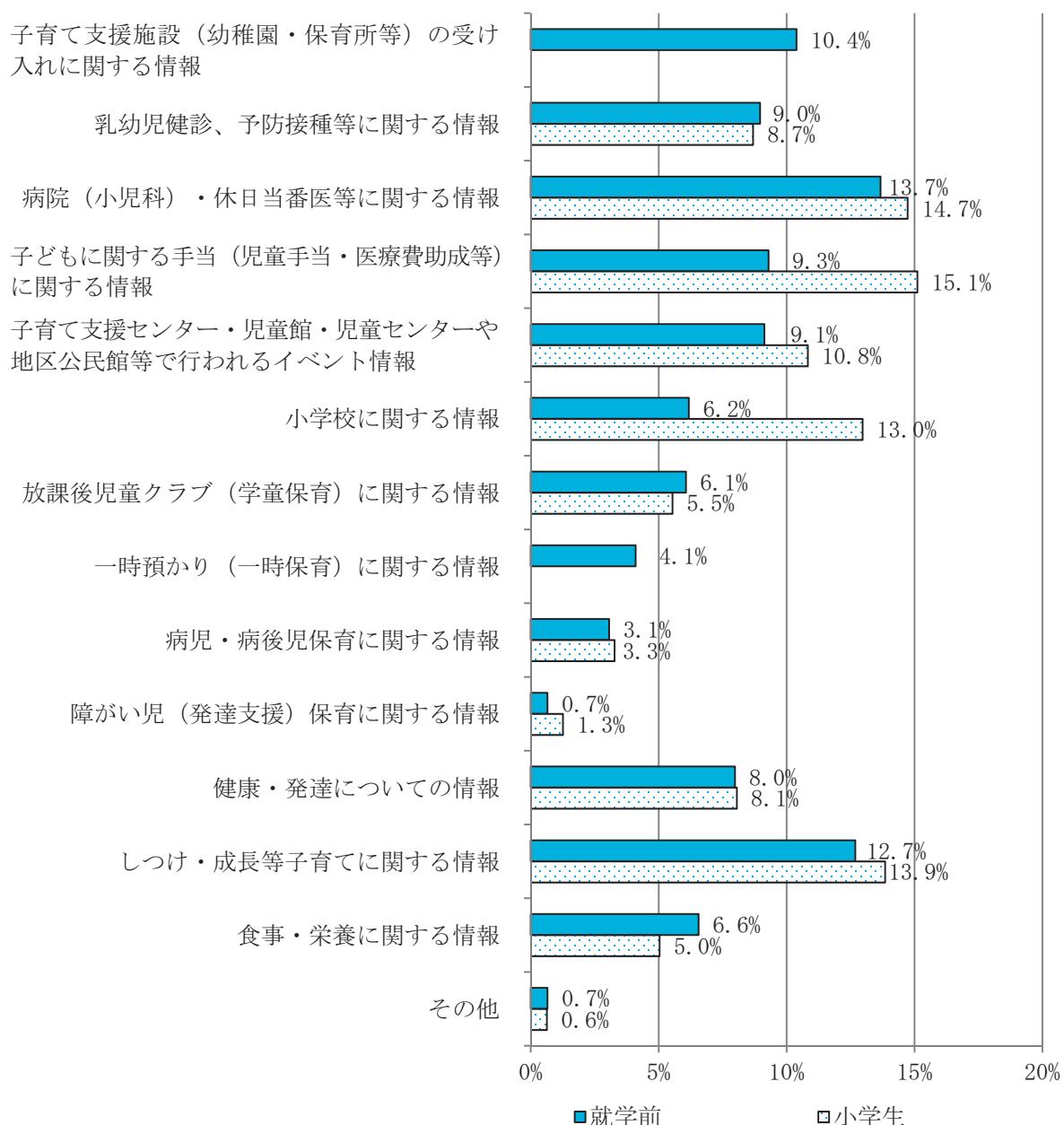
第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

(7) どのような子育て情報を知りたいか

どのような子育て情報が知りたいかについては、就学前で「病院（小児科）・休日当番医に関する情報」次いで「しつけ・成長等子育てに関する情報」、「子育て支援施設（幼稚園・保育所等）の受入れに関する情報」の順となっています。

また、小学生では、「子どもに関する手当（児童手当・子ども医療費助成等）に関する情報」次いで「病院（小児科）・休日当番等に関する情報」、「しつけ・成長等子育てに関する情報」の順となっています。そのほか、就学前では「子育て支援センター・児童館・児童センターや地区公民館等で行われるイベント情報」への関心も高くなっています。

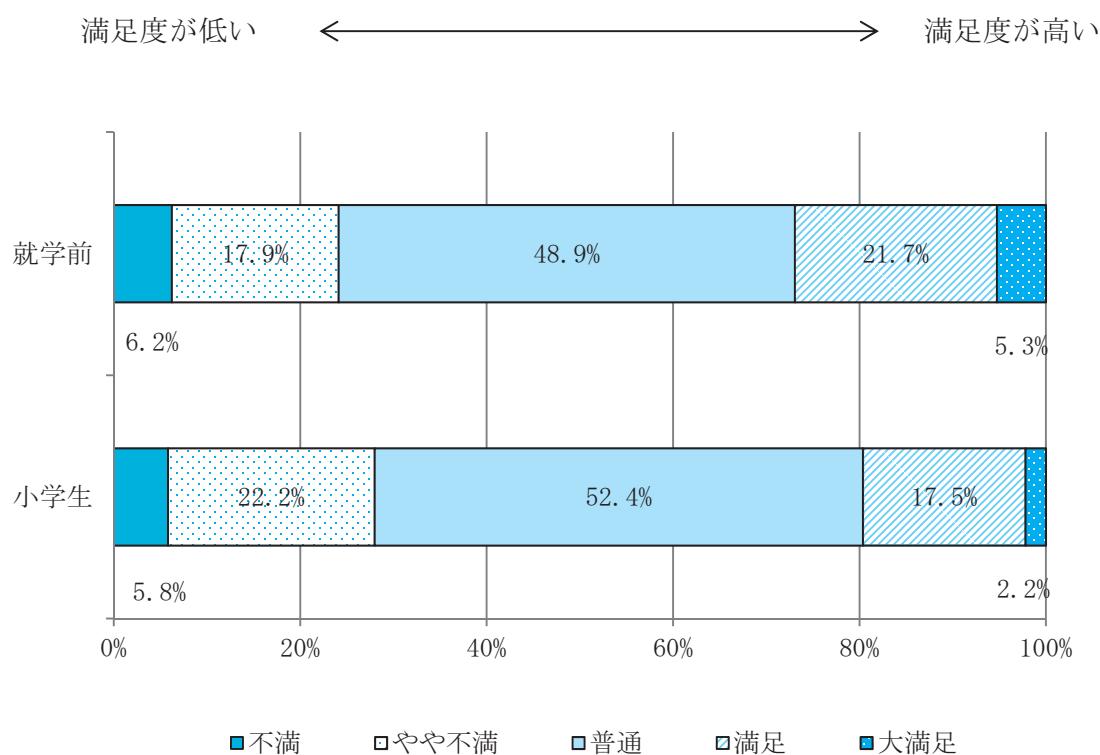
就学前児童 n=1,829 小学生 n=803 (主なもの3つまで)



(8) 子育て支援について

本市の子育て環境や支援への満足度について、1（不満）～5（大満足）の数値で答えてもらったところ「3 普通」が最も多く、就学前児童 48.9%、小学生 52.4%となっています。就学前児童と小学生では、小学生の方が「2 やや不満」で 4.3%多く、「1 不満」で 0.4%少なくなっています。「5 満足」「4 おおむね満足」と「3 普通」の割合の合計は、就学前児童で 75.9%、小学生で 72.1%となっています。

【鯖江市の子育ての環境や支援への満足度】

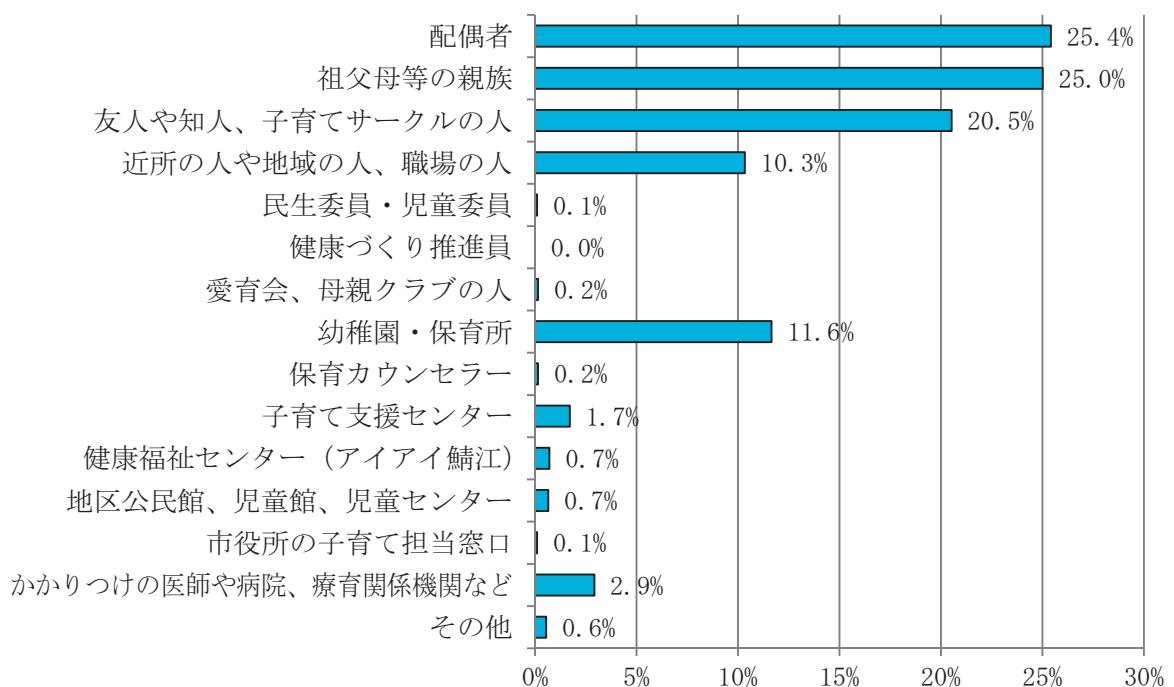


第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

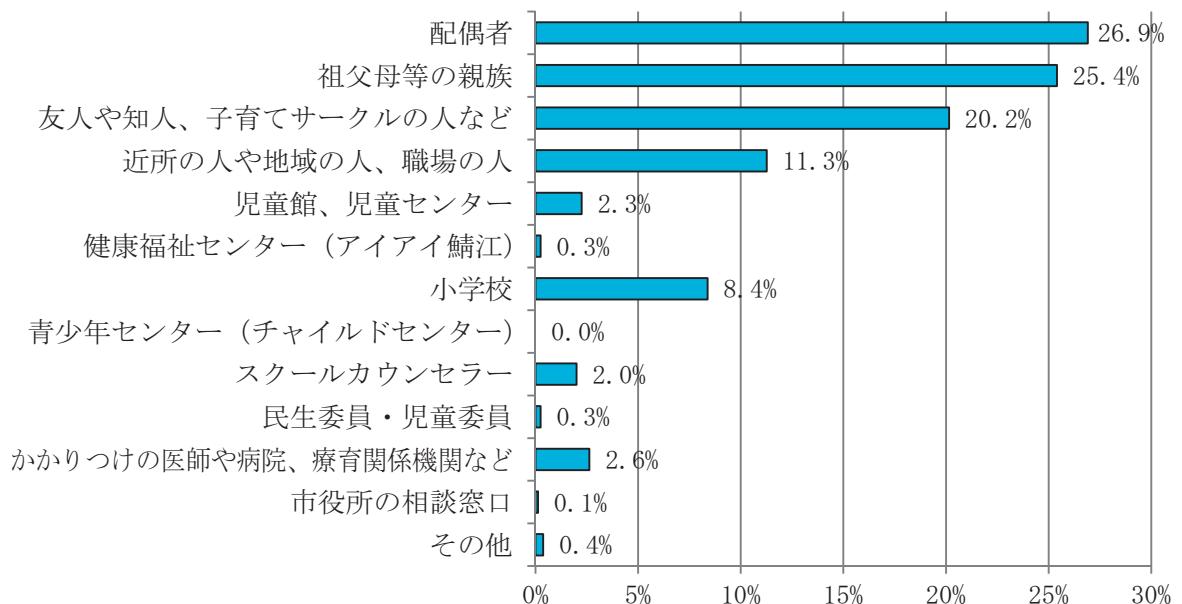
(9) 相談先について

就学前児童、小学生ともに「配偶者」「祖父母等の親族」「友人や知人、子育てサークルの人」が20%を超え、次いで就学前児童では「幼稚園・保育所（園）」「近所の人や地域の人、職場の人」の順となっています。小学生では、「近所の人や地域の人、職場の人」「小学校」となっており、より身近な人に相談していることがうかがえます。

【就学前児童】 n=1,983 (複数回答)



【小学生】 n=799 (複数回答)

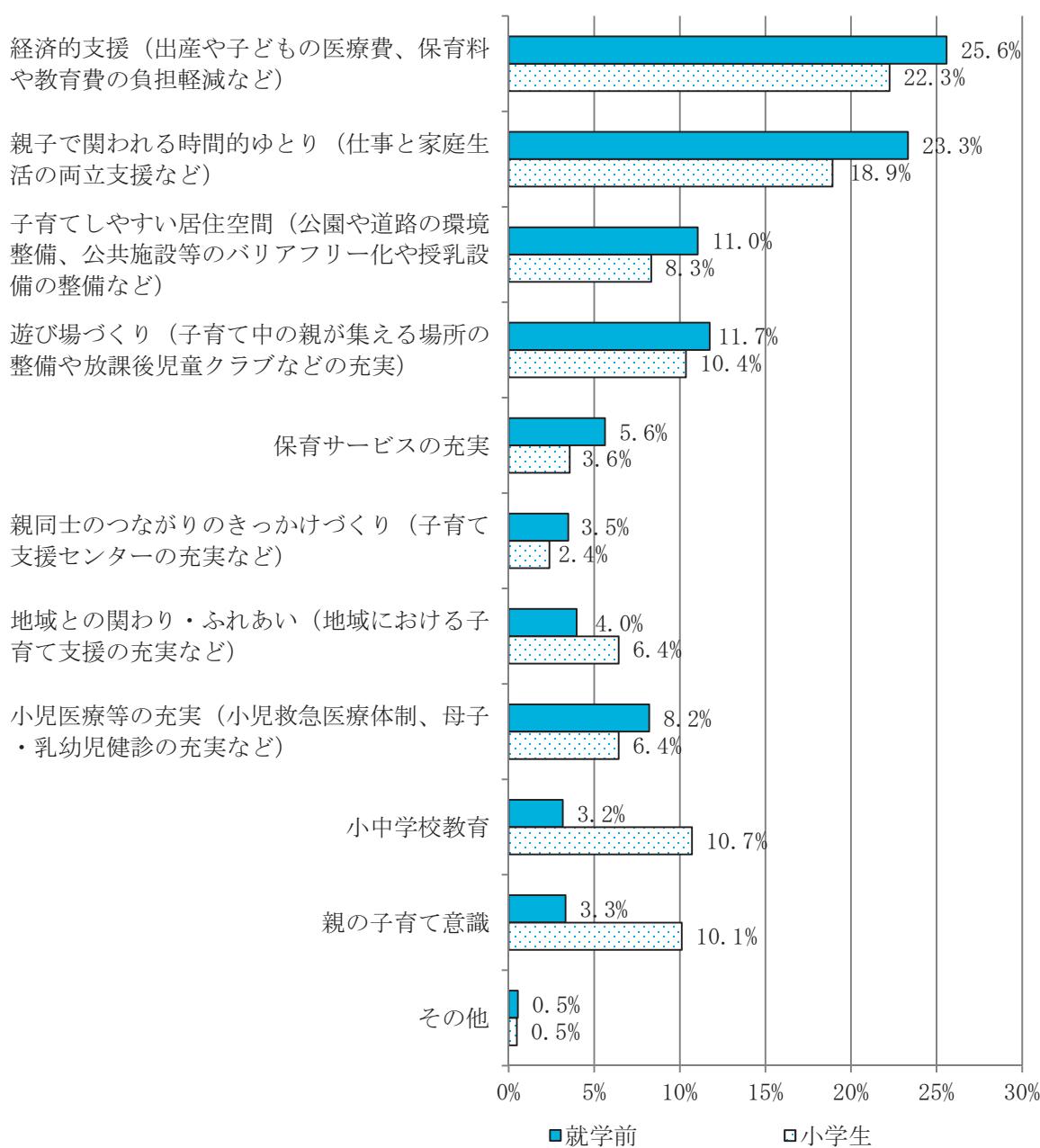


(10) 子育てをしていく上で何が必要・大切か

子育てをしていく上で何が必要・大切と考えるかについては、「経済的支援（出産子どもの医療費、保育料や教育費の負担軽減など）」や「親子で関わられる時間的ゆとり（仕事と家庭の両立支援など）」と答えた割合が就学前児童・小学生ともに多くなっています。

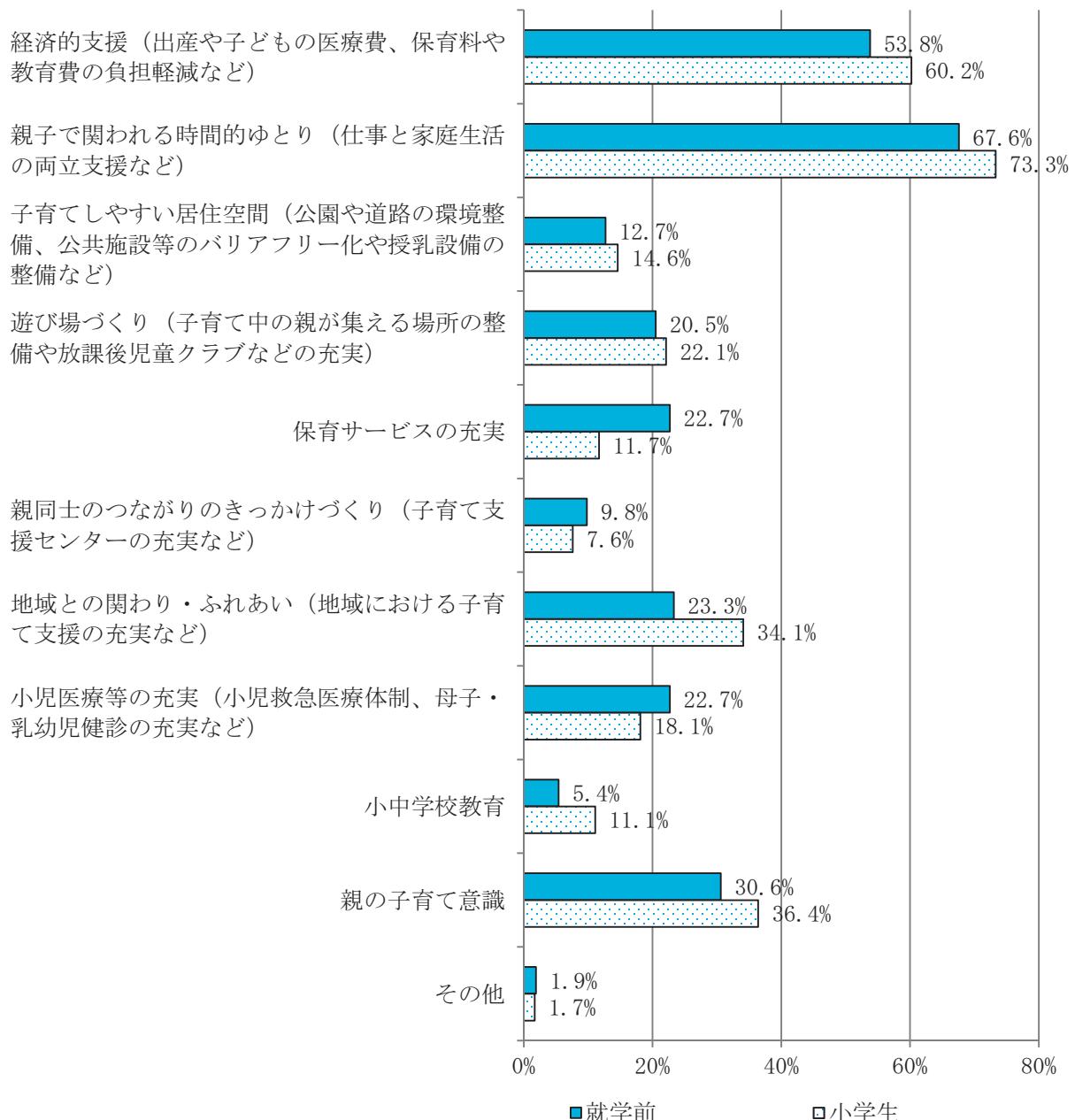
また、平成 21 年の調査と比較すると、経済的支援を希望する比率が、時間的ゆとりを希望する比率より高くなっています。

平成 25 年 12 月調査 就学前児童 (n = 1868) 小学生 (n = 8487) (主なもの 3 つまで)



第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

平成 21 年 3 月調査



第 3 章

子ども・子育て支援事業計画の
基本的事項

第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項

第1節 基本理念

《基本理念》

～ふるさとに 自信と誇りを！～

『子どもの育ち 親の育ち
地域で支え合う 子育ての輪』

《基本的な考え方》

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、親、家族、地域の人、すべての願いであり、喜びでもあり、将来の活力ある鯖江に向けての希望であります。

子育てを取り巻く環境は、経済情勢や就労環境の変化などに伴う未婚化、晩婚化による少子化の進行や核家族化の進行、また地域のつながりの希薄化などにより、一段と厳しさを増しています。それに伴い、出産・育児・子育てへの不安や孤立感の高まりなど、子どもの育ちとともに親の育ちにも様々な影響が生じています。

子育て環境や親の意識の変化を踏まえ、子どもと子育て家庭をそれぞれのライフステージにあわせ、地域や社会全体で支えていくことが大切です。

そのため、鯖江の魅力ある資源を生かしながら、子育てを通して人と人とのつながりを広げ、市民、企業、団体および行政が一体となって、子どもの育ち、親の育ちを支え合うまちづくりを進めます。

第2節 計画の重点的視点

本計画では、基本理念の下、以下の3項目の基本目標を横断的に取り組むための重点的視点に置き、子どもの保護者をはじめ市民、地域、企業、関係団体や関係機関と行政が連携・協働し、施策を推進していくことが必要あります。

1 子どもの育ちへの支援

「子どもの最善の利益」を基本に、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや豊かな感性、好奇心、思考力の育ち、学童期における生きる力を育むことを目指した調和のとれた発達など、子どもの成長の段階に応じた質の高い教育・保育および子育て支援を推進します。

また、人を思いやる心の大切さなど道徳心を醸成するための德育の推進を図り、心豊かな人間性を形成するとともに、鯖江に自信と誇りを持ち、将来鯖江で自立して家庭を持つことにつながるよう、子どもの育ちを支援する取り組みを推進します。

2 親の育ちへの支援

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識の下、地域と社会全体が寄り添い、親が育てる責任と自己肯定感を持ちながら愛情を持って子どもと向き合えるよう、また子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通して、親として成長し、さらには子育てや子どもの成長に喜びと生きがいを実感できるよう、親の育ちを支援する取り組みを推進します。

3 地域と社会で支え合う育ちへの支援

すべての子どもの心身の健やかな成長を地域と社会全体で支えていくことは、一人一人の子どもや親の幸せにつながることはもとより、それを支えるすべての人の喜びにもつながります。

安心して生み育てられる環境の整備、仕事と子育てを両立できる環境の整備など子育ての支援は、家庭、地域、企業、関係機関や行政が連携・協働し、それぞれの役割を果たしていくことが大切であるため、地域と社会全体で子どもと親の育ちを支援する取り組みを推進します。

第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項

第3節 基本目標

1 子どもにとっての良質な教育・保育の提供

すべての子どもが、豊かな心と健やかな体を育み、調和のとれた人として成長できるよう、教育・保育の質の向上と施設環境の整備に取り組みます。

2 子育てを支える支援事業の充実

すべての子育て家庭に対し、地域、事業所や行政が連携、協働して、相談しやすい体制の整備、支援体制の整備に取り組むとともに必要なサービスの提供に努めます。

3 子どもと親の健康を支える環境の整備

子どもを安心して産み育てられるよう、妊娠・出産・育児・子育てに関する切れ目がない情報提供を図るとともに、子どもや親の健康管理・指導を充実します。

4 子どもと親のふるさと意識の醸成

鯖江に住む子どもたちがふるさと鯖江に自信と誇りを持ち、大人になって鯖江に住み、将来の鯖江を担ってもらえよう、子どもと親がふるさと鯖江への愛着心を育めるような取り組みを推進します。

5 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立ができるよう、県、事業主、地域住民、関係団体などと連携を密にするとともに、広報・啓発や情報提供の充実を図り、子育てしやすい働きやすい環境づくりを推進します。

6 子育てを支える生活環境の整備

子育て中の親と子どもが安心して安全な生活を送れるよう、都市空間や道路交通環境の整備に取り組むとともに、子どもを様々な危険から守ることができるよう関係機関・団体などと連携した活動を推進します。

7 特別な援助が必要な子ども・家庭への支援

児童虐待防止対策やひとり親家庭への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもへの支援体制を充実します。

第4節 計画の基本体系

《基本理念》

～ふるさとに 自信と誇りを！～

『子どもの育ち 親の育ち

地域で支え合う 子育ての輪』

《重点的視点》

子どもの育ちへの支援

親の育ちへの支援

地域と社会で支え合う育ちへの支援

《基本目標》

子どもにとつての良質な教育・保育の提供

子育てを支える支援事業の充実

子どもと親の健康を支える環境の整備

子どもと親のふるさと意識の醸成

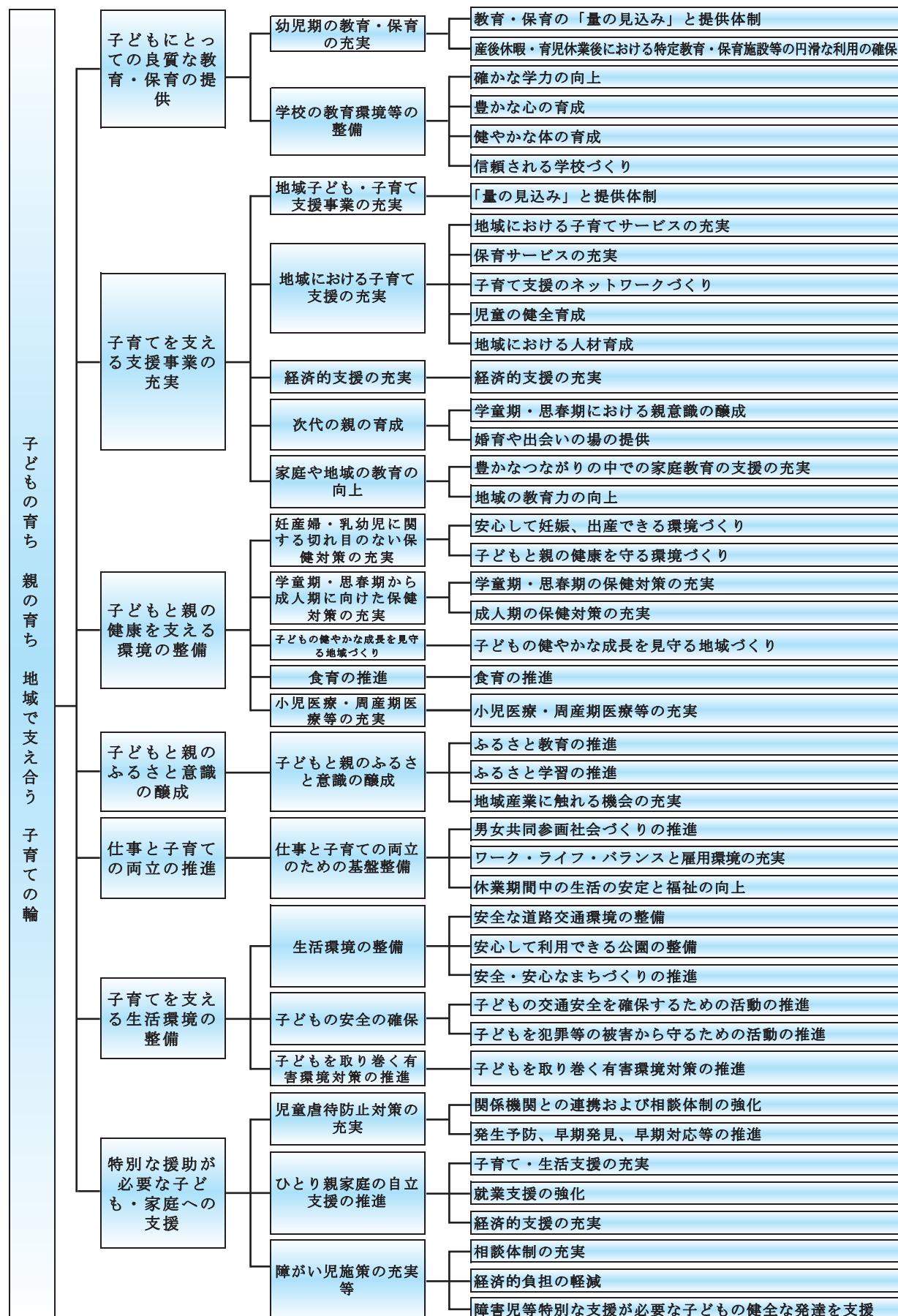
仕事と子育ての両立の推進

子育てを支える生活環境の整備

特別な援助が必要な子ども・家庭への支援

第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項

《施策の体系》



第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 子どもにとっての良質な教育・保育の提供

教育・保育提供区域の設定

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとされています。

鯖江市では、コンパクトな市域面積、市民の生活圏域、教育・保育施設の配置や利用状況などを踏まえて、教育・保育事業の提供区域を、以下のように設定しますが、できる限り小学校区内の教育・保育の環境整備に努めます。

区分	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	市域全体 (1区域)
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育 居宅訪問型保育、事業所内保育	

基本施策1 幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育の「量の見込み」と提供体制

①教育・保育の「量の見込み」

子ども・子育て支援計画においては、居住する子どもおよびその保護者の教育・保育の利用状況および利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて、「量の見込み」を設定する必要があるとされています。

鯖江市では、教育・保育の「量の見込み」について、計画策定に係る「子ども・子育て支援に関するアンケート」調査（平成25年12月実施）の結果をもとに、以下の認定区分別に設定します。なお、3号認定については、年齢区分により設定します。

認定区分		利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	幼稚園・保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望	保育所・認定こども園・地域型保育事業

②提供体制の確保、内容、実施時期について

子ども・子育て支援計画においては、設定した量の見込みに対し、上記の表の認定区分ごとの特定教育・保育施設および特定地域型保育事業による提供体制、確保の内容および実施時期（確保方策）を設定する必要があるとされています。

●教育・保育の「量の見込み」および「提供体制の確保内容」

		平成27年度					平成28年度				
		1号 3~5歳	2号 3~5歳		3号		1号 3~5歳	2号 3~5歳		3号	
			学校教 育のみ	学校教 育希望	保育の 必要有	保育の 必要有		学校教 育のみ	学校教 育希望	保育の 必要有	保育の 必要有
①量の見込み (必要利用定員総数)		368人	192人	1,315人	253人	898人	372人	195人	1,347人	253人	890人
他市町からの受入れ				15人	5人	10人			15人	5人	10人
②確 保の 内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園		670人	1,290人	232人 (6人)	813人 (24人)		670人	1,322人	232人 (6人)	821人 (24人)
	地域型保育事業				3人	19人				3人	19人
他市町での受入れ				40人	15人	35人			40人	15人	35人
①-②		110人	0人	▲2人	▲17人		103人	0人	▲2人	▲15人	
		平成29年度					平成30年度				
		1号 3~5歳	2号 3~5歳		3号		1号 3~5歳	2号 3~5歳		2号	
			学校教 育のみ	学校教 育希望	保育の 必要有	保育の 必要有		学校教 育のみ	学校教 育希望	保育の 必要有	保育の 必要有
①量の見込み (必要利用定員総数)		363人	192人	1,314人	252人	889人	359人	190人	1,308人	250人	878人
他市町からの受入れ				15人	5人	10人			15人	5人	10人
②確 保の 内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園		670人	1,289人	232人 (6人)	820人 (24人)		670人	1,268人	232人 (6人)	820人 (24人)
	地域型保育事業				3人	19人				3人	19人
他市町での受入れ				40人	15人	35人			40人	15人	35人
①-②		115人	0人	▲1人	▲1人		121人	0人	1人	10人	
		平成31年度									
		1号 3~5歳	2号 3~5歳		3号		1号 3~5歳	2号 3~5歳		2号	
			学校教 育のみ	学校教 育希望	保育の 必要有	保育の 必要有		学校教 育のみ	学校教 育希望	保育の 必要有	保育の 必要有
①量の見込み (必要利用定員総数)		357人	188人	1,298人	247人	875人					
他市町からの受入れ				15人	5人	10人					
②確 保の 内容	幼稚園・保育所・ 認定こども園		670人	1,273人	232人 (6人)	830人 (24人)					
	地域型保育事業				3人	19人					
他市町での受入れ				40人	15人	35人					
①-②		125人	0人	4人	23人						

第4章 施策の展開

【確保方策の内容】

- 小学校区内に保育所のない幼稚園については、預かり保育の充実あるいは幼稚園型認定こども園に移行するなどの方法により、小学校区内に住む2号認定児童の受け入れの環境整備を推進します。また、その他の幼稚園については、保育ニーズを踏まえ、預かり保育の導入に向けた検討を行います。
- 保育ニーズや市内の私立保育園の意向等を踏まえ、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育所から幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園への移行を推進します。
- 3歳未満児の保育ニーズや市内の無認可保育施設の意向を踏まえ、地域型保育事業における保育の量の確保に努めます。

③幼児期の教育・保育の一体提供および提供体制の推進に関する体制の確保内容

ア 認定こども園の普及について

認定こども園は、地域の子どもたちが保護者の就労状況によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるとともに、「教育・保育の一体的提供」「地域の子育て支援」などの役割を担う施設であることを踏まえ、その普及に取り組みます。

なお、認定こども園への移行にあたっては、私立保育園においては各園の意向に基づき、また公立保育所・幼稚園においては、保育ニーズや施設・設備等の状況を踏まえ、各小学校区内における保護者の選択肢の拡充を目的として推進します。

イ 質の高い幼児期の教育・保育の役割および推進方策

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもや子育て家庭を取り巻く環境はより厳しさを増している状況の中、地域や社会全体で保護者に寄り添い子育てを支援し、それぞれが役割を果たしていく必要があります。

幼児期は豊かな感性、好奇心、思考力を育む大切な時期であることから、質の高い教育・保育を総合的に提供する必要があります。

すべての子どもや子育て家庭を対象とした子育てに関する相談、情報提供や地域における妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援など総合的な子育て支援に取り組む必要があります。

本市では、子育て支援を総合的かつ計画的に実施するため「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、検証しながら着実に進めていきます。

ウ 幼児期の学校教育・保育より小学校教育への円滑な接続（幼保小連携）の取り組みの推進

小学校への円滑な移行に向け、幼稚園・保育所（園）と小学校との交流事業を行うなど幼保小連携を推進します。また、幼稚園教育要領に基づく幼稚園児指導要録、保育指針に基づく保育所児童保育要録のほか、幼稚園・保育所（園）の園児の成長記録を記載する「子育てふくいっ子ファイル」を活用した円滑な小学校移行に向けた取り組みを推進します。

(2) 産後休暇、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前・産後休暇、育児休業明けにおいて、保護者の小学校就学前児童の教育・保育施設への入所希望に応じて円滑に利用できるよう、産前・産後、育児休暇期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

基本施策2 学校の教育環境等の整備

《実施施策》

(1) 確かな学力の向上

実践的・体験的な学習や知識・技能を活用する学習の充実を図り、子どもたちが主体的に学習に取り組む態度を育てます。そして、基礎学力の定着さらには思考力や判断力、表現力を育て、確かな学力の育成を図ります。

また、家庭と地域が連携しながら主体的な家庭学習習慣の定着、読書環境の整備に努めます。

(2) 豊かな心の育成

豊かな人間性の育成を目指して、道徳教育に力を注ぎ、子どもたちの道徳性を養う教育活動の充実に努めます。特に、様々な人との支え合いの中で一人一人の生命が育まれることを認識し、自他の生命のかけがえのなさを自覚できる指導に努めます。

また、社会性や自立する態度を育むとともに、規範意識や最後まで根気強くやり通す強い意志の醸成に努めます。

(3) 健やかな体の育成

子どもたちの意欲を大切にしながら、進んで「体力づくり・健康の保持増進・心の鍛錬」に励む子どもの育成に取り組みます。そして、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を育成し、豊かなスポーツライフの実現を目指します。

また、食育が「知・徳・体」の基盤であることを認識し、食育の充実を図ることにより、心身ともにバランスのとれた健康の増進を目指します。

(4) 信頼される学校づくり

学校は、子どもたちが自分の良さを伸ばし、自ら自信を持って意欲的に活動に取り組む能力や態度を育成するところです。子どもたち一人一人が、心の居場所を実感し、互いに認め合い、励ましあえる学校づくりに努めます。

また、地域・学校協議会の活動の工夫を図るとともに、望ましい学校づくりのために、家庭、地域、関係機関との連携、幼稚園や保育所と小学校および小学校と中学校の連携を一層深めます。

第4章 施策の展開

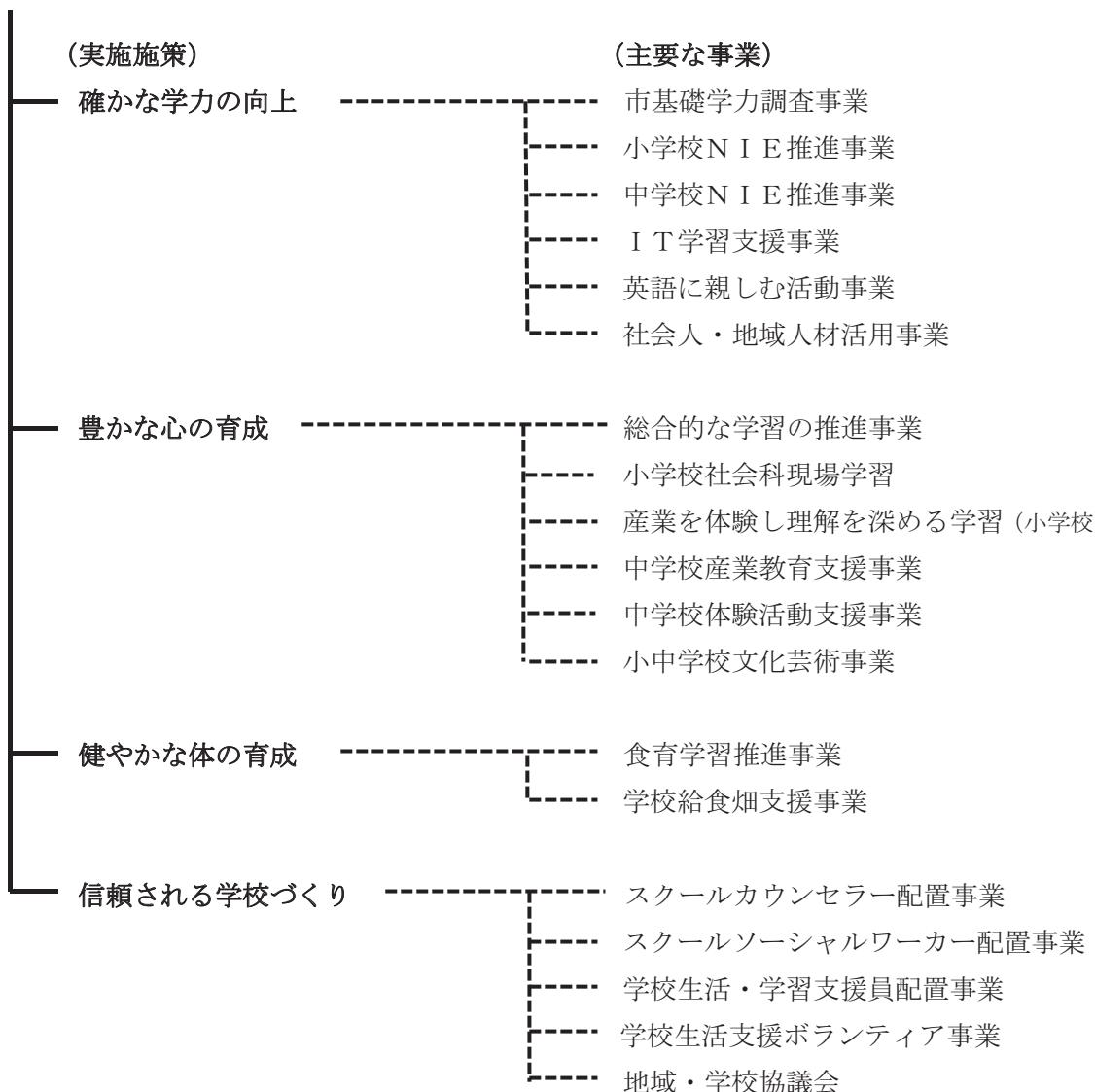
施策成果指標

指標名	内容	単位	現状	目標値
普通教室のIT機器配置率	【IT機器配置教室数/小中学校普通数】 普通教室へのIT機器配置の増加を図ります。	%	45 (平成25年度)	80 (平成31年度)
総合的な学習における野外活動参加率	【野外活動参加率】 各教科、道徳および特別活動を通して身につけた知識や技能等を生かし、自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、ものづくりや生産活動など体験的な学習等を計画的に行います。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)
朝食の摂取率	【児童生徒の朝食摂取率】 年間を通して、「食」への知識・理解を深めるための学習や体験活動などの食教育を実施します。 職員が学校に依頼し朝食や給食等に関するアンケート調査を実施し集計を行う他、各小学校においても野菜の栽培や学校給食への利用、伝統料理教室の開催などを行います。	%	98.2 (平成25年度)	100 (平成31年度)
地域・学校協議会の実施率	【地域・学校協議会の実施率】 各小中学校の地域・学校協議会において、保護者や地域の代表者が子どもたちの成長や教育にかかわる課題について協議し、地域全体の教育力向上を図ります。	%	100 (平成25年度)	100 (平成31年度)

施策体系

《基本施策》

学校の教育環境等の整備



第4章 施策の展開

主要な事業の概要

※（再掲）：他の基本施策でも実施施策となっているものです。

事業名称	事業概要	所管
市基礎学力調査事業	小学校高学年対象の学力調査を実施し、学力向上につなげます。	学校教育課
小学校NIE推進事業	各小学校5・6年生のクラスで週刊のこども新聞を購読します。	学校教育課
中学校NIE推進事業	各中学校で地方紙と全国紙を各1紙ずつ購読し、生徒が活用できるよう図書室等で閲覧します。	学校教育課
I T学習支援事業（再掲）	各中学校に教育用のパソコンを配置するとともに、I T学習に専門知識のある支援員を派遣し、コンピューターを活用した授業のための教師へのサポート、学習支援のための技術的支援を行います。	学校教育課
英語に親しむ活動事業	小学生5・6年生を対象に、外国人講師による授業を実施します。	学校教育課
社会人・地域人材活用事業	各小中学校における授業や部活動に優れた社会人や地域人材を活用し、社会的、専門的な知見を学びます。	学校教育課
総合的な学習の推進事業（再掲）	各教科、道徳および特別活動身につけた知識や技能等を生かし、自然体験やボランティア活動、就業体験などの社会体験、ものづくりや生産活動など体験的な学習等を行います。	学校教育課
小学校社会科現場学習	小学校3年生が市内の公共施設や地場産業企業の見学学習を行い、郷土を愛する豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
産業を体験し理解を深める学習（小学校）（再掲）	小学校児童が漆器体験もしくは眼鏡材料を使ったアクセサリーづくり体験、石田縞の機織りや施設の見学を行います。	学校教育課
中学校産業教育支援事業（再掲）	さまざまな業界で活躍されている方を講師に招き、総合的な学習の時間や技術家庭科の時間を使ってデザイナーによるデザインの講習受講、実際のデザイン、発表会などを行います。	学校教育課
中学校体験活動支援事業（再掲）	中学校2年生が、市内事業所で2日間の就業体験を行います。	学校教育課
小学校文化芸術事業	小学校（幼稚園含む）毎に観劇を行います。また、実践スローガン（啓発看板・のぼり旗）の製作・補修を行います。	学校教育課
食育学習推進事業（再掲）	年間を通して、「食」への知識・理解を深めるための学習や体験活動などの食教育を実施するとともに、朝食や給食等に関するアンケート調査を実施し集計を行う他、各小学校においても野菜の栽培や学校給食への利用、伝統料理教室の開催などを行います。	学校教育課
学校給食畠支援事業	地域の農家の方と子どもたちが、学校農園（畠）で農作業を行い、その農産物を給食に供給し、生産者の顔が見える学校給食の推進を図ります。	農林政策課
スクールカウンセラー配置事業（再掲）	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における児童生徒、保護者との心の悩みに関する相談を行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカー1名が、学校や自宅を訪問し、家庭を起因とする不登校や非行等の問題行動の解決を図ります。	学校教育課
学校生活・学習支援員配置事業	各小中学校に支援員を配置し、支援の必要な児童生徒の学校生活や学習の個別支援を行います。	学校教育課
学校生活支援ボランティア事業	学校ボランティアに対する活動時の支援を行います。	学校教育課
地域・学校協議会	各小中学校の地域・学校協議会において、保護者や地域の代表者が子どもたちの成長や教育にかかわる課題について協議し、地域全体の教育力向上を図ります。	学校教育課